

10年間の復興の進捗状況等

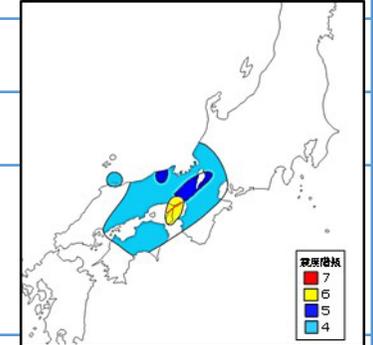
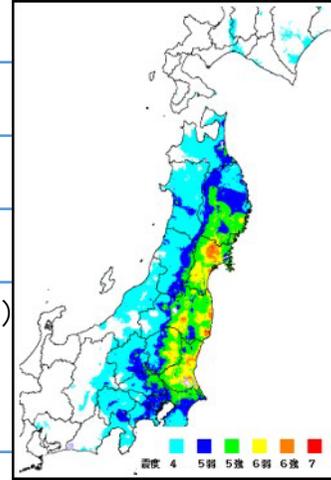
令和4年10月24日



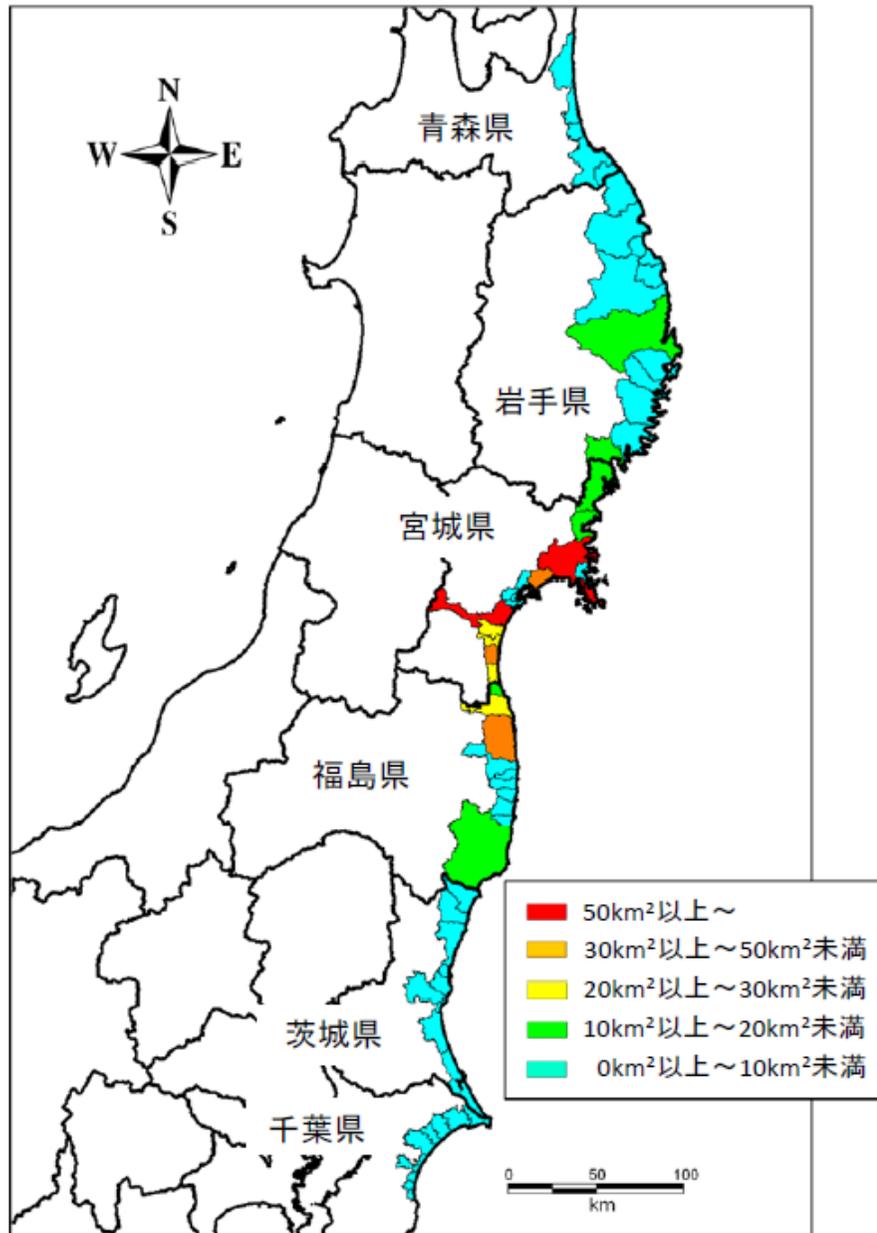
1. 東日本大震災の概要	2
2. 市町村別浸水面積	3
3. 人的・住家被害	4
4. 住家被害	9
5. 東日本大震災の被害額推計	10
6. 復興構想7原則の抜粋等	11
7. 東日本大震災 10年間の復興政策の主な動向	16
8. 東日本大震災に係る政府の体制	17
9. 関連法律一覧	20
10. 復興財源フレーム	22
11. 復興関連予算の執行状況	23
12. 被災者支援	25
13. 住まいとまちの復興	27
14. 産業・生業の再生	30
15. 原子力災害固有の対応	35
16. 協働と継承	42

1. 東日本大震災の概要

	東日本大震災	(参考)阪神・淡路大震災
発生日時	平成23年3月11日14:46	平成7年1月17日5:46
マグニチュード	9.0	7.3
地震型	海溝型	内陸型
被災地	農林水産地域中心	都市部中心
震度6弱以上県数	8県(宮城, 福島, 茨城, 栃木, 岩手, 群馬, 埼玉, 千葉) 震度7: 宮城県北部、 震度6強: 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、 茨城県北部・南部、栃木県北部南部	1県(兵庫)
津波	各地で大津波を観測 (最大波 相馬9.3m以上, 宮古8.5m以上, 石巻市鮎川8.6m以上)	数十cmの津波の報告あり、 被害なし
被害の特徴	大津波により、沿岸部で甚大な被害、多数の地区が壊滅。	建築物の倒壊。長田区を中心に大規模 火災が発生。
死者 行方不明者	死者 19,759名(震災関連死を含む) (岩手:5,145名、宮城:10,568名、福島3,931名) 行方不明者 2,553名(岩手:1,110名、宮城:1,215名、福島:224名)	死者 6,434名 行方不明者 3名
住家被害(全壊)	122,006棟(岩手:19,508棟、宮城:83,005棟、福島:15,435棟)	104,906棟
災害救助法の適用	241市区町村 (青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県)	25市町 (大阪、兵庫の2府県)
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故。 避難指示区域の面積1,150km ² (平成25年8月(最大))、避難者数47万人(発災当初)	—



2. 市町村別浸水面積



県	市区町村	市町村面積 (km ²)	浸水面積 (km ²)	県	市区町村	市町村面積 (km ²)	浸水面積 (km ²)
青森県		844	24	福島県		2,456	112
	六ヶ所村	253	5		新地町	46	11
	三沢市	120	6		相馬市	198	29
	おいらせ町	72	3		南相馬市	399	39
	八戸市	305	9		浪江町	223	6
階上町	94	0.5	双葉町		51	3	
岩手県		4,946	58		大熊町	79	2
	洋野町	303	1		富岡町	68	1
	久慈市	623	4		楢葉町	103	3
	野田村	81	2		広野町	58	2
	普代村	70	1	いわき市	1,231	15	
	田野畑村	156	1		1,444	23	
	岩泉町	993	1	北茨城市	187	3	
	宮古市	1,260	10	高萩市	194	1	
	山田町	263	5	日立市	226	4	
	大槌町	201	4	東海村	37	3	
宮城県		2,003	327	茨城県	ひたちなか市	99	3
	気仙沼市	333	18	水戸市	217	1	
	南三陸町	164	10	大洗町	23	2	
	石巻市	556	73	銚田市	208	2	
	女川町	66	3	鹿嶋市	106	3	
	東松島市	102	37	神栖市	147	3	
	松島町	54	2		689	17	
	利府町	45	0.5	銚子市	84	1	
	塩竈市	18	6	旭市	130	3	
	七ヶ浜町	13	5	匝瑳市	102	1	
仙台区		58	20	横芝光町	67	1	
	宮城野区	58	20	山武市	146	6	
	若林区	48	29	九十九里町	24	2	
	太白区	228	3	大網白里町	58	0.5	
	名取市	100	27	白子町	27	1	
	岩沼市	61	29	長生村	28	1	
	亶理町	73	35	一宮町	23	1	
	山元町	64	24				
				合計*		12,382	561

出典・浸水面積：国土地理院「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第5報）平成
※ 市町村面積及び浸水面積合計は青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県62市町

月18日

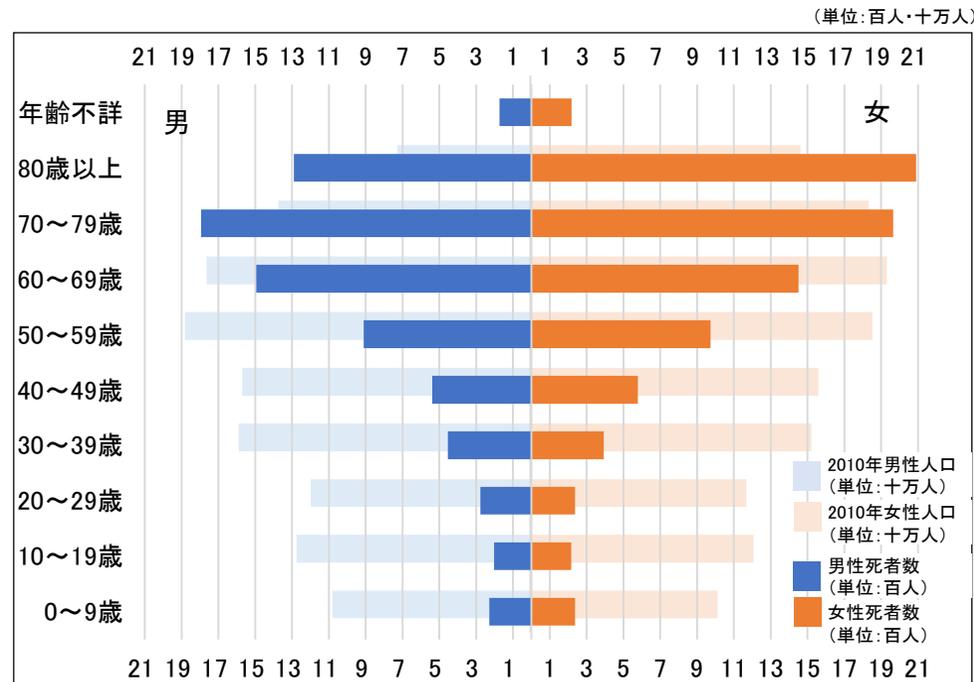
3. 人的・住家被害

	人的被害			住家被害等							
	死者	行方不明	負傷者	住家被害			非住家被害		火災		
				全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水		公共建物	その他
北海道	1		3		4	7	329	545	17	452	4
青森県	3	1	110	308	701	1,005				1,402	11
岩手県	5,145	1,110	213	19,508	6,571	19,066		6	529	4,178	33
宮城県	10,568	1,215	4,148	83,005	155,130	224,202		7,796	9,948	16,848	137
秋田県			11			5					1
山形県	3		45		14	1,249			8	124	2
福島県	3,931	224	183	15,435	82,783	141,054	1,061	351	1,010	36,882	38
茨城県	66	1	714	2,638	25,056	190,471	33	610	1,763	21,668	31
栃木県	4		133	261	2,118	74,173			718	9,706	
群馬県	1		42		7	17,679					2
埼玉県	1		104	24	199	16,511			95		12
千葉県	22	2	268	807	10,313	57,449	61	455	12	827	18
東京都	8		119	20	223	6,570			419	786	35
神奈川県	6		137		41	459				13	
新潟県			3			17			4	5	
山梨県			2			4			1	1	
長野県			1								
静岡県			3			13		5			
三重県			1				2				
大阪府			1						3		
徳島県							2	9			
高知県			1				2	8			
合計	19,759	2,553	6,242	122,006	283,160	749,934	1,490	9,785	14,527	92,892	330
(参考)	死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊	一部損壊	全焼	半焼	部分焼	非住家被害	
阪神・淡路大震災	6,434	3	43,792	104,906	144,274	390,506	7,036		96	333	42,496

出所) 緊急災害対策本部 令和4年3月8日(14:00)時点 (消防庁 令和4年3月1日時点) 及び 阪神・淡路大震災の被害(兵庫県庁HP:平成18年5月19日消防庁確定) ※死者は震災関連の死者を含む。
 ※被害状況には、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の余震による被害(別に消防庁において被害状況のとりまとめを行っている令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震及び令和3年3月20日に発生した宮城県沖を震源とする地震による被害を除く。)を含むほか、平成23年3月11日以降に発生した余震域外の被害の区別が不可能な地震による被害を含む。

4. 被災3県の人的被害（年齢階級別人口・死者数）

- 男性では、2010年男性人口では50～59歳が一番多いが、死者数は70～79歳が一番多い。
- 女性では、2010年女性人口では60～69歳が一番多いが、死者数は80歳以上が一番多い。

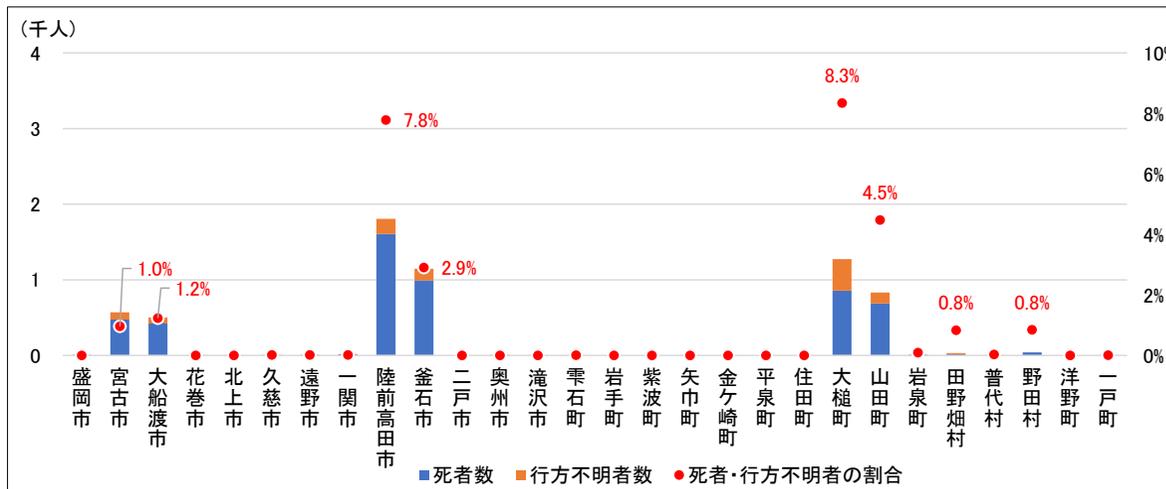


出所) 2010年男性人口及び2010年女性人口は、政府統計の総合窓口「都道府県、年齢(5歳階級、男女別人口ー総人口(平成22年10月1日現在)」の数値に基づき作成
 死者数は、警察庁「平成24年警察白書」の関連データ「東日本大震災による死者の死因等について(平成24年3月11日現在)」の数値に基づき作成
 注釈) 死者数は、岩手県、宮城県、福島県の死者数を集計

4. 被災3県の人的被害（岩手県市町村別死者・行方不明者数）

- 岩手県の死者数・行方不明者数は、6,255人（死者：5,145人、行方不明者：1,110人）
- 陸前高田市、大槌町、釜石市で人数が多く、人口比では大槌町、陸前高田市、山田町の順が多い。

岩手県



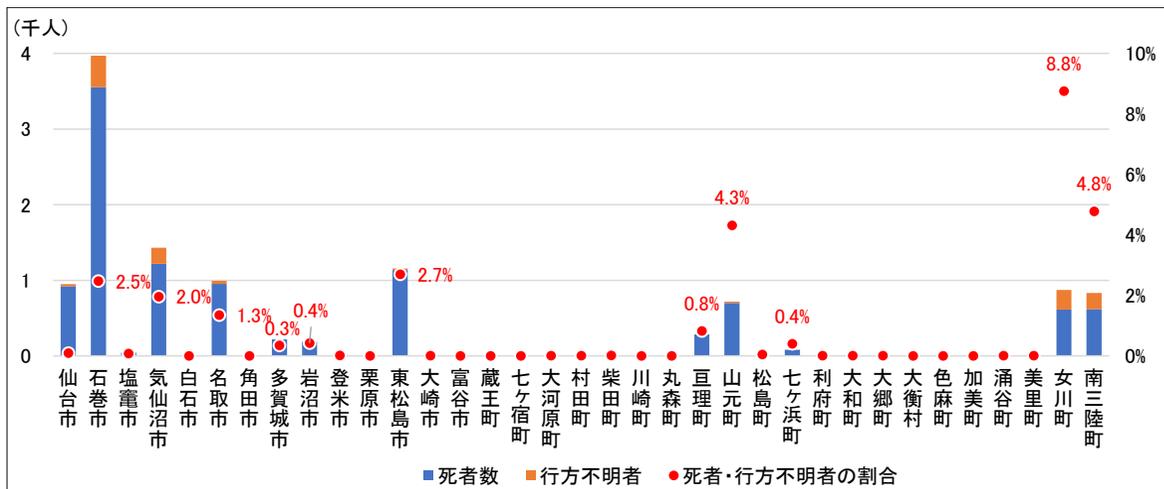
出所) 消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第162報)」(2022年3月8日)及び各自治体の人口推計の2011年2月時点の数値に基づき作成
 注釈) 0.1未満はデータラベル非表示
 注釈) 割合は「死者・行方不明者数/震災前人口(H23.2)」

	盛岡市	宮古市	大船渡市	花巻市	北上市	久慈市	遠野市	一関市	陸前高田市	釜石市	二戸市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町
死者数	6	475	423	1	1	4	4	15	1,606	994	0	3	1	1	0
行方不明者数	0	94	79	0	1	2	1	2	202	152	0	1	0	0	0
震災前人口(H23.2)	298,450	59,238	40,612	101,191	93,188	36,809	29,153	127,253	23,238	39,411	-	124,352	53,945	17,949	-
	紫波町	矢巾町	金ヶ崎町	平泉町	住田町	大槌町	山田町	岩泉町	田野畑村	普代村	野田村	洋野町	一戸町	合計	
死者数	0	1	0	0	0	856	687	10	17	0	39	0	1	5,145	
行方不明者数	0	0	0	0	0	416	144	0	15	1	0	0	0	1,110	
震災前人口(H23.2)	-	27,143	-	-	-	15,234	18,544	10,727	3,841	3,069	4,611	-	14,108	1,142,066	

4. 被災3県の人的被害（宮城県市町村別死者・行方不明者数）

- 宮城県の死者数・行方不明者数は、11,783人（死者：10,568人、行方不明者：1,215人）
- 石巻市、気仙沼市、東松島市で人数が多く、人口比では女川町、南三陸町の順が多い。

宮城県



出所) 消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第162報)」(2022年3月8日)及び各自治体の人口推計の2011年2月時点の数値に基づき作成

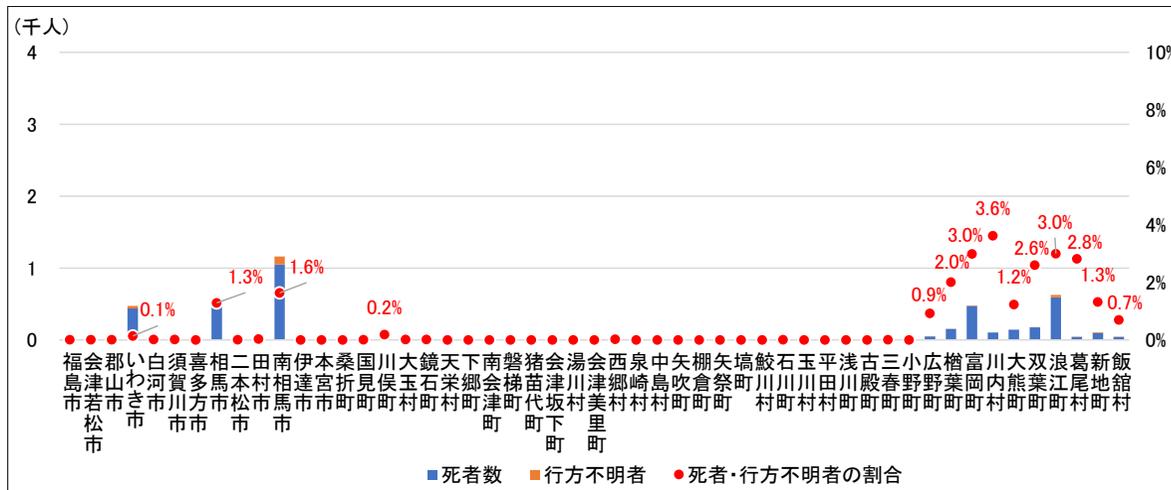
注釈) 0.1未満はデータラベル非表示、
注釈) 割合は「死者・行方不明者数/震災前人口(H23.2)」

	仙台市	石巻市	塩竈市	気仙沼市	白石市	名取市	角田市	多賀城市	岩沼市	登米市	栗原市	東松島市	大崎市	富谷市	蔵王町	七ヶ宿町	大河原町	村田町
死者数	923	3,553	42	1,218	1	954	0	219	186	10	1	1,133	7	1	0	0	2	1
行方不明者数	27	417	0	214	0	38	0	0	1	3	0	22	0	0	0	0	0	0
震災前人口(H23.2)	1,046,986	160,470	56,297	73,209	37,294	73,572	-	63,028	44,155	83,750	74,552	42,847	135,045	47,405	-	-	23,481	11,953
	柴田町	川崎町	丸森町	巨理町	山元町	松島町	七ヶ浜町	利府町	大和町	大郷町	大衡村	色麻町	加美町	涌谷町	美里町	女川町	南三陸町	合計
死者数	5	0	0	283	701	7	79	2	1	1	0	0	0	1	2	615	620	10,568
行方不明者数	0	0	0	4	17	0	2	0	1	0	0	0	0	1	0	257	211	1,215
震災前人口(H23.2)	39,290	-	-	34,806	16,629	15,013	20,374	34,243	25,315	8,880	-	-	-	17,416	25,073	9,964	17,380	2,238,427

4. 被災3県の人的被害（福島県市町村別死者・行方不明者数）

- 福島県の死者数・行方不明者数は、4,155人（死者：3,931人、行方不明者：224人）
- 南相馬市、浪江町、富岡町、いわき市で人数が多く、人口比では川内村、浪江町の順に多い。

福島県



出所) 消防庁「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第162報)」(2022年3月8日)及び各自治体の人口推計の2011年2月時点の数値に基づき作成

注釈) 檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、柳津町、三島町、金山町、昭和村は原典に未記載のため掲載なし

注釈) 0.1未満はデータラベル非表示
注釈) 割合は「死者・行方不明者数／震災前人口(H23.2)」

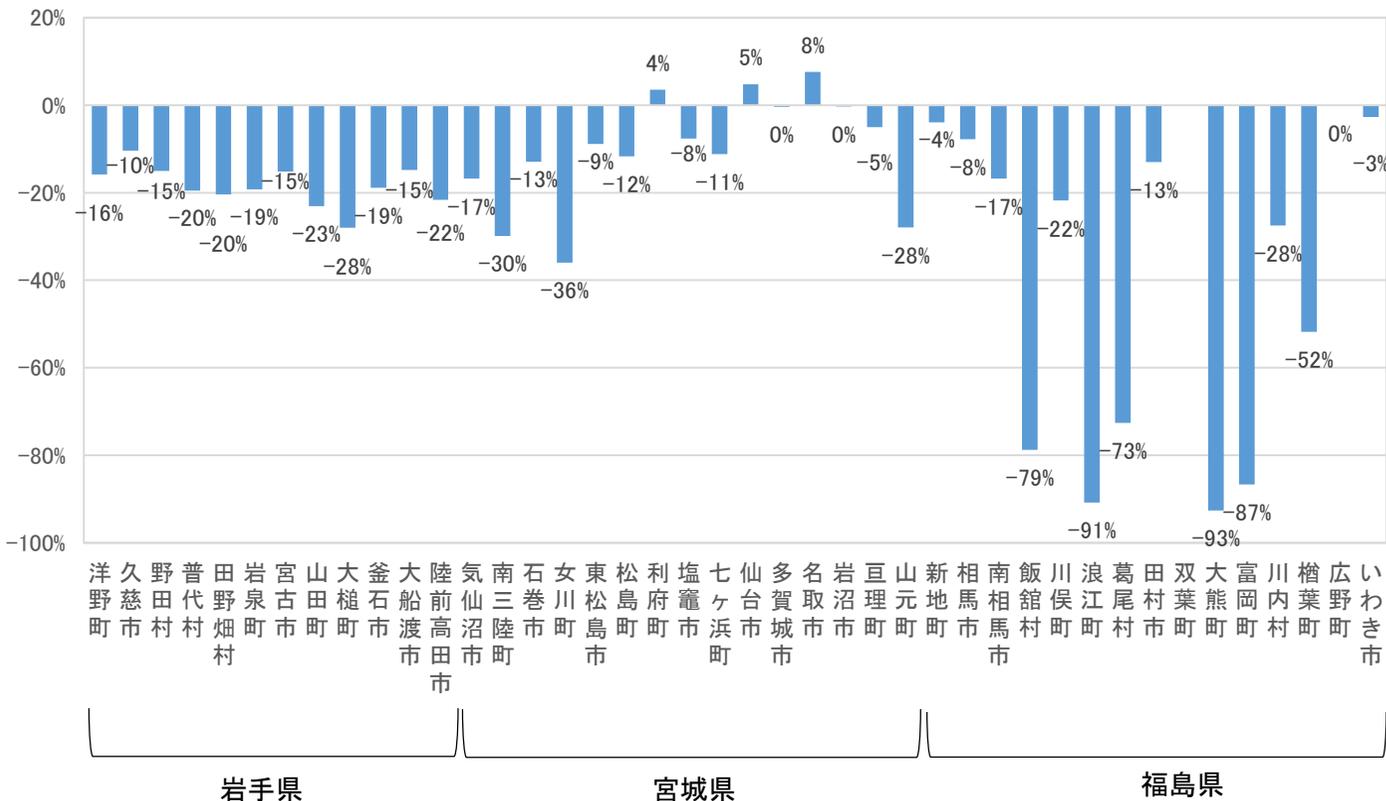
	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市	須賀川市	喜多方市	相馬市	二本松市	田村市	南相馬市	伊達市	本宮市	桑折町	国見町	川俣町	大玉村	鏡石町	天栄村	下郷町	南会津町	磐梯町	猪苗代町	会津坂下町	湯川村	会津美里町
死者数	14	4	11	437	12	11	0	466	2	14	1,050	1	0	0	1	29	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0
行方不明者数	0	0	0	37	0	1	0	19	0	0	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
震災前人口(H23.2)	292,128	126,005	339,008	341,762	64,660	79,117	-	37,759	59,708	40,258	70,817	65,828	-	-	10,045	15,513	8,634	12,809	-	-	-	-	-	-	-	-

	西郷村	泉崎村	中島村	矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町	鮫川村	石川町	玉川村	平田村	浅川町	古殿町	三春町	小野町	広野町	楢葉町	富岡町	川内村	大熊町	双葉町	浪江町	葛尾村	新地町	飯館村	合計
死者数	5	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	49	152	472	102	143	175	594	42	98	42	3,931
行方不明者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	6	0	0	4	31	1	10	1	224
震災前人口(H23.2)	19,706	-	-	-	-	-	-	-	17,729	-	-	-	-	-	18,096	5,397	7,678	15,964	2,818	11,578	6,884	20,858	1,525	8,182	6,150	1,706,616

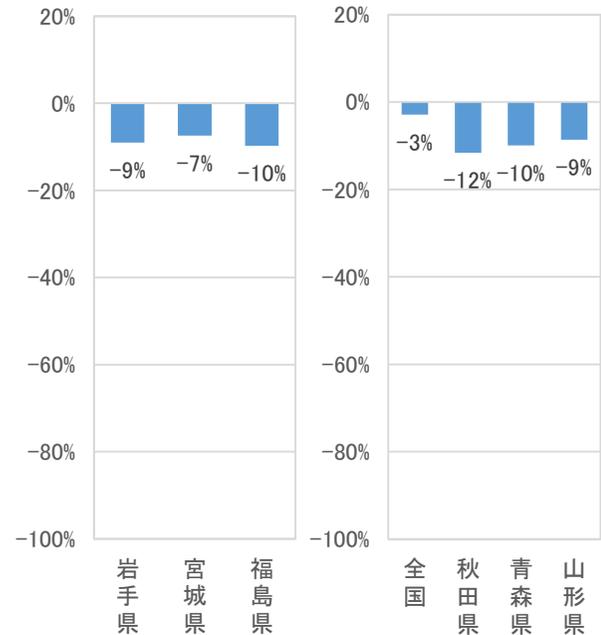
(参考) 被災3県の人口増減率

- 沿岸市町村の人口増減率では、福島県で厳しい状況。
- 宮城県の仙台市（4.8%）及びその周辺の、名取市（7.6%）、利府町（3.5%）では人口増減率がプラスになっている。

■ 被災3県の沿岸市町村の人口増減率(令和2年／平成22年)



(参考)



注：宮城県は仙台市を除く。全国は三大都市圏を除く。

5. 東日本大震災の被害額推計

推計主体		東日本大震災		(参考) 阪神・淡路大震災	
		内閣府(防災担当)	内閣府(経済財政分析担当)		国土庁
			ケース1	ケース2	
建築物等 (住宅・宅地店舗・事務所・工場、機械等)		約10兆4千億円	約11兆円 <small>建築物の損壊率の想定 ・津波被災地域: 阪神の2倍程度 ・非津波被災地域: 阪神と同程度</small>	約20兆4千億円 <small>建築物の損壊率の想定 ・津波被災地域: ケース1より特に大きい ・非津波被災地域: 阪神と同程度</small>	約6兆3千億円
ライフライン施設 (水道、ガス、電気、通信・放送施設)		約1兆3千億円	約1兆円	約1兆円	約6千億円
社会基盤施設 (河川、道路、港湾、下水道、空港等)		約2兆2千億円	約2兆円	約2兆円	約2兆2千億円
その他	農林水産	約1兆9千億円	約2兆円	約2兆円	約5千億円
	その他	約1兆1千億円			
総計		約16兆9千億円	約16兆円	約25兆円	約9兆6千億円

注: ストックの区分は内閣府(防災担当)の推計で用いたものによるものであり、推計により若干異なる。

6. 「復興構想7原則」

○「復興への提言～悲惨の中の希望～」(平成23年5月10日東日本大震災復興構想会議決定)

復興構想7原則

- 原則1:失われたおびただしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。
- 原則2:被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。
- 原則3:被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。
- 原則4:地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。
- 原則5:被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。
- 原則6:原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。
- 原則7:今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

6. 東日本大震災復興基本法 抜粋 ①

○東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の人命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力の下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる災害復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の知見が集約され、その活用がされるべきこと。

○東日本大震災復興基本法(平成23年法律第76号)(抄)

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されるとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十全に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域づくりを進めるための施策

ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能で活力ある社会経済の再生を図るための施策

ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の絆きずなの維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策

六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行われるべきこと。

○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）（抄）

1 基本的考え方

今回の東日本大震災は、死者約16,000人（7月28日現在）、行方不明者約5,000人（7月28日現在）、避難者等の数は依然約92,000人（7月14日現在）に及ぶなど、被害が甚大で、被災地域が広範にわたるなど極めて大規模なものであるとともに、地震、津波、原子力発電施設の事故による複合的なものであり、かつ、震災の影響が広く全国に及んでいるという点において、正に未曾有の国難である。

国は、このような認識の下、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組みを進めていかなければならない。

なお、未だ多数の方々が避難所生活など困難な生活を余儀なくされており、国は、地方公共団体、民間等とも連携し、仮設住宅の建設等により早急に、避難所を解消するとともに、仮設住宅における生活環境の改善、災害廃棄物の処理、ライフライン、交通網、農地・漁港等の基盤等の復旧を急ぐ。

(i) 本方針は、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第3条等に基づく、東日本大震災からの復興に向けた国による復興のための取組みの基本方針であり、また、被災した地方公共団体による復興計画等の作成に資するため、国による復興のための取組みの全体像を明らかにするものである。

(ii) 東日本大震災からの復興を担う行政主体は、住民に最も身近で、地域の特性を理解している市町村が基本となるものとする。

国は、復興の基本方針を示しつつ、市町村が能力を最大限発揮できるよう、現場の意向を踏まえ、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施するものとする。

県は、被災地域の復興に当たって、広域的な施策を実施するとともに、市町村の実態を踏まえ、市町村に関する連絡調整や市町村の行政機能の補完等の役割を担うものとする。

6. 東日本大震災からの復興の基本方針 抜粋 ②

○東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）（抄）

(iii) 東日本大震災からの復興は、東日本大震災復興基本法第2条の「基本理念」、さらには東日本大震災復興構想会議が定めた「復興構想7原則」にのっとり、推進するものとする。また、推進に当たっては、被災者に対し、正確かつ迅速な支援情報を提供するものとする。

(iv) 被災地の復興に当たっては、被災しても人命が失われないことを最重視し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方にに基づき、災害に強い地域づくりを推進する。

(v) 被災地域の復興は、活力ある日本の再生の先導的役割を担うものであり、また、日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はないとの認識を共有する。特に東北の復興に当たっては、東北地方の有する多様性や潜在力を最大限活かし、一体となって取り組むことにより、新しい東北の姿を創出する。

(vi) 震災等で大きく疲弊した東北地方の地域経済を再生するため、この基本方針に規定する取組みを実施するとともに、東北の新時代を実現すべく新たな投資や企業の進出を力強く支援する。

(vii) 特に、原子力災害からの復興については、国全体としての強い危機意識を共有し、本方針において復旧・復興のための当面の取組みを定めるとともに、これに限ることなく、長期的視点から、国が継続して、責任を持って再生・復興に取り組む。

(viii) 東日本大震災からの復興のために真に必要な施策を実施することとし、事業の立案段階から、効率性、透明性、優先度等の観点から、適切な評価を行うものとする。このため、「東日本大震災復興関連事業の精査について」（平成23年7月21日行政刷新会議決定）に基づき、各府省は必要な取組みを行う。

(ix) 男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する。

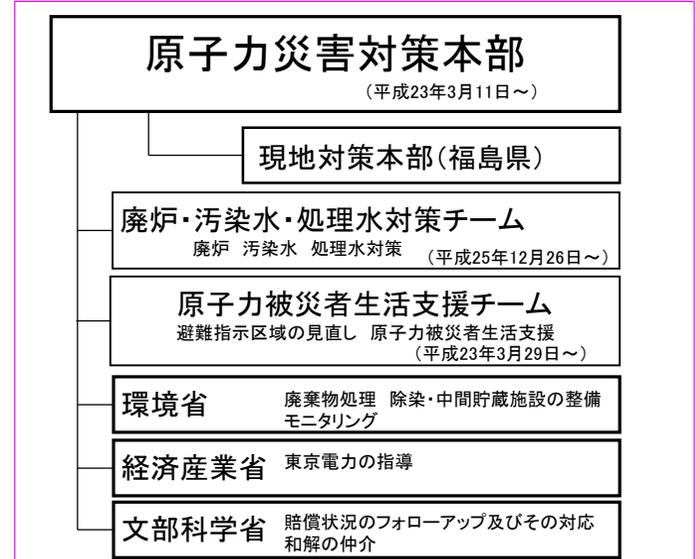
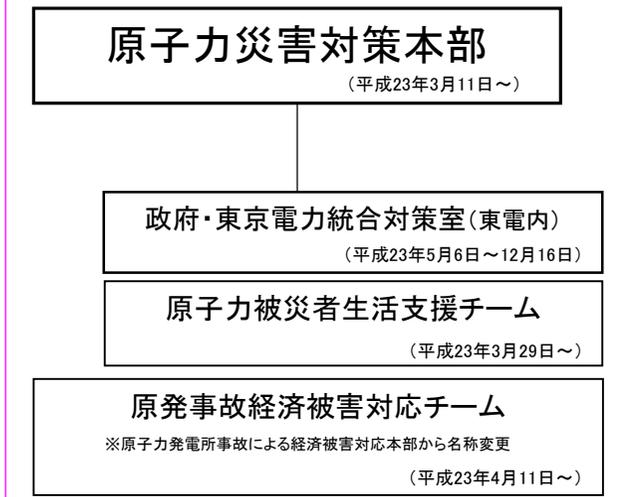
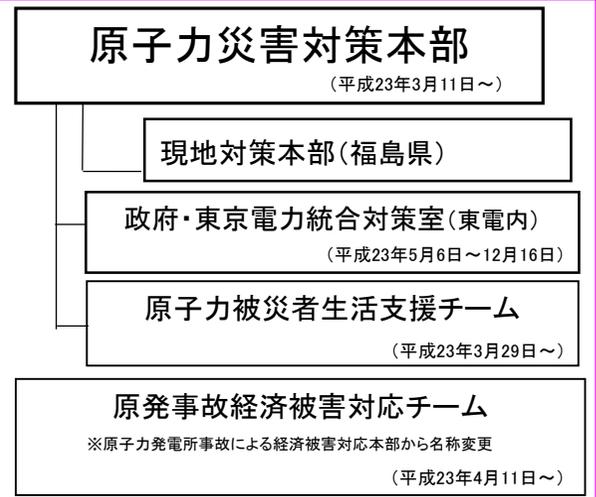
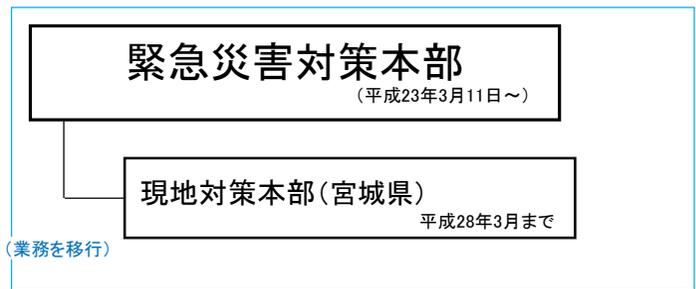
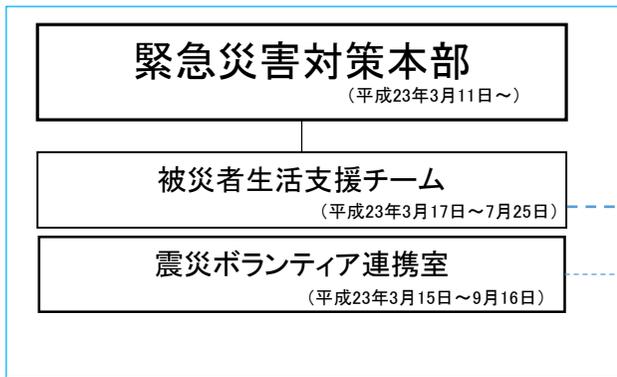
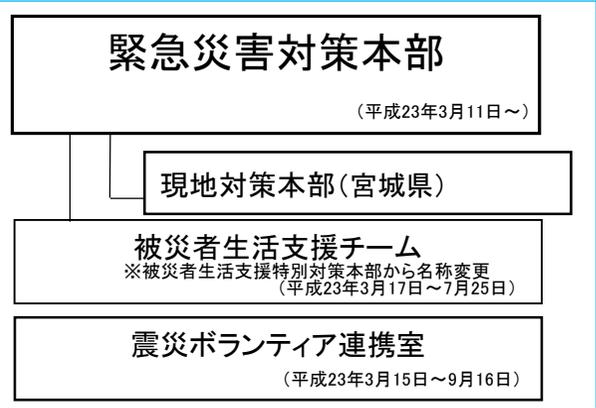
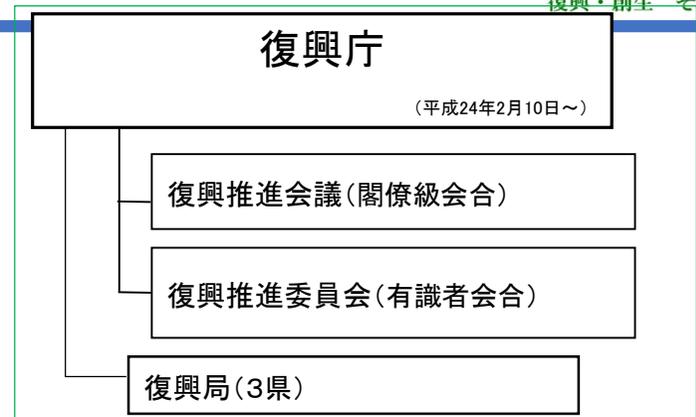
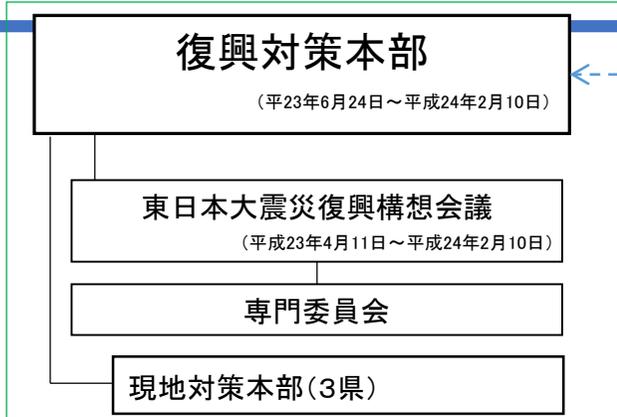
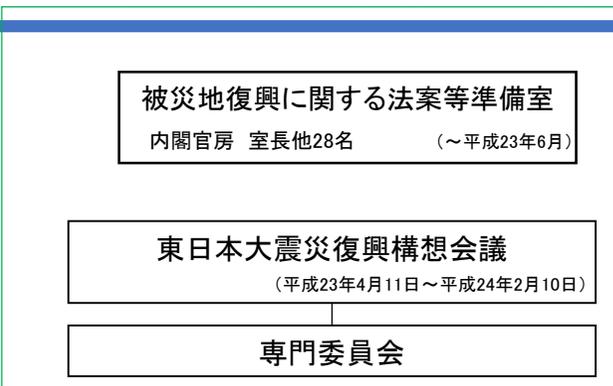
(x) 復興に当たっては、国際社会との絆を強化し、諸外国の様々な活力を取り込みながら、内向きでない世界に開かれた復興を目指す。

7. 東日本大震災 10年間の復興政策の主な動向

	主な動向
集中復興期間	平成23年 6月 東日本大震災復興基本法施行により内閣に設置 復興構想会議提言「復興への提言～悲惨のなかの希望～」 事務局活動開始(三会堂ビル)
	平成23年 7月 東日本大震災からの復興の基本方針策定(本部決定)
	平成23年 8月 同基本方針改定(年臨時財源の復興債による補てん) 内閣官房に「復興庁設置準備室」設置 室長:瀧野 欣彌 内閣官房副長官 室長代理:佐々木 副長官補、峰久 本部事務局長 福島復興再生協議会開催(復興大臣・福島県知事決定) ※平成24年2月迄に4回開催、第5回以降法定 放射性物質汚染対処特別措置法成立
	平成23年 9月 内閣官房「震災ボランティア連携室」から業務引継ぎ ※平成23年3月設置、室長:湯浅誠内閣府参与
	平成23年10月 中間貯蔵施設の基本的な考え方(ロードマップ)公表
	平成23年11月 復興庁設置法案の閣議決定 産業復興機構設置(11月岩手/茨城、12月青森/宮城/福島、翌3月千葉)
	平成23年12月 東日本大震災復興特別区域法、復興庁設置法成立 中長期ロードマップ策定(東京電力中長期対策会議) 警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について公表(原災本部決定)
	平成24年 2月 復興庁設置に伴い廃止
	平成24年 2月 復興庁設置(三会堂ビル)、東日本大震災事業者再生支援機構設立
	平成24年 3月 福島復興再生特別措置法成立
	平成24年 4月 原子力災害からの福島復興再生協議会(法定第1回、～現在)
	平成24年 7月 福島復興再生基本方針策定
	平成25年 1月 除染・復興加速のためのTF(～平成26年8月) 復興財源フレーム改定(5年間25兆円程度)
	平成25年 2月 福島復興再生総括本部及び福島復興再生総局設置
	平成25年 2月 住宅再建・復興まちづくりの加速化のためのTF(～平成27年1月)
	平成25年 3月 原子力災害による風評被害を含む影響への対策TF(～現在)
	平成25年 5月 福島復興再生特別措置法改正(生活拠点形成交付金等)
	平成25年 8月 避難指示区域の見直し完了(原災本部)
	平成25年11月 被災者に対する健康・生活支援に関するTF(～平成27年1月)
	平成26年 4月 「新しい東北」の創造に向けて(提言)(復興推進委員会) 産業復興の推進に関するTF(～現在)
平成26年 6月 福島・国際研究産業都市(イノベ)構想研究会報告書(計7回開催)	
平成26年10月 岩手県及び宮城県国営追悼・祈念施設設置の閣議決定	
平成27年 1月 復興庁公式Twitterアカウント開設 中間貯蔵施設への搬入開始見通し公表(環境大臣) 復興財源フレーム改定(5年間26.3兆円程度)	
平成27年 3月 第3回国連防災世界会議(「東日本大震災の経験と教訓を世界へ」)	
平成27年 5月 期間名称「復興・創生期間」公表(総理命名、大臣会見発表) 福島復興再生特別措置法改正(一団地の再生拠点、帰還環境整備交付金等)	
平成27年 6月 28年度以降の復旧・復興事業(復興推進会議決定) 復興財源フレーム改定(10年間32兆円程度、地方負担導入)	

	主な動向
第1期復興・創生期間	平成27年 8月 福島相双復興推進機構(福島相双復興官民合同チーム)創設 (平成28年12月に公益社団法人化)
	平成28年 2月 福島の森林・林業の再生のための関係省庁PT(～現在)
	平成28年 3月 「復興・創生期間」の復興の基本方針策定 緊急災害現地対策本部の廃止、復興庁青森事務所閉鎖(岩手復興局引継ぎ)
	平成28年 4月 「第1期復興・創生期間」開始
	平成28年 5月 復興庁庁舎を三会堂ビルから中央合同庁舎第4号館に移転
	平成28年 6月 東北復興月間、東日本大震災5周年復興フォーラム
	平成28年 9月 ALPS処理水の取扱いに関する小委員会設置
	平成29年 5月 福島復興再生特別措置法改正 (特定復興再生拠点区域、福島イノベーション・コースト構想等)
	平成29年 6月 福島復興再生基本方針改定
	平成29年 7月 福島イノベーション・コースト構想関係協議会開催(総理決裁)
	平成29年 9月 福島県国営追悼・祈念施設設置の閣議決定
	平成30年 3月 復興庁茨城事務所閉鎖(本庁に業務引継ぎ、茨城復興推進官)
	平成30年12月 復興・創生期間後も対応が必要な課題の整理
	平成31年 3月 「復興・創生期間」の復興の基本方針改定(期間後の方向性)
	令和元年 7月 復興施策の総括に関するワーキンググループ設置(復興推進委員会決定)
	令和元年10月 復興施策の総括に関するワーキンググループ報告(計5回開催)
	令和元年12月 「復興・創生期間」後の復興の基本方針策定 中長期ロードマップ改訂(廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議)
	令和2年 1月 ALPS処理水の取扱いに関する小委員会報告
	令和2年 6月 復興庁設置法等の一部を改正する法律成立(復興庁設置期間延長等) 国際教育研究拠点に関する有識者会議最終取りまとめ(計15回開催)
	令和2年 7月 令和3年度以降の復興の取組(復興推進会議決定) 期間名称「第2期復興・創生期間」決定(同会議決定) 復興財源フレーム改定(15年間32.9兆円程度)
令和2年 9月 岩手及び宮城復興局の沿岸移転決定(政令改正)	
令和2年10月 復興庁公式YouTubeチャンネル開設 東日本大震災発災10年ポータルサイト開設	
令和2年12月 国際教育研究拠点の整備について(復興推進会議決定) 拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について(原災本部決定)	
令和3年 3月 「復興・創生期間」後の復興の基本方針改定 東日本大震災発災10年オンラインシンポジウム 「東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集」公表	
第2期	令和3年 4月 「第2期復興・創生期間」開始 岩手及び宮城復興局の移転(4月一部業務開始、5月本格移転)

8. 東日本大震災に係る政府の体制（変遷）



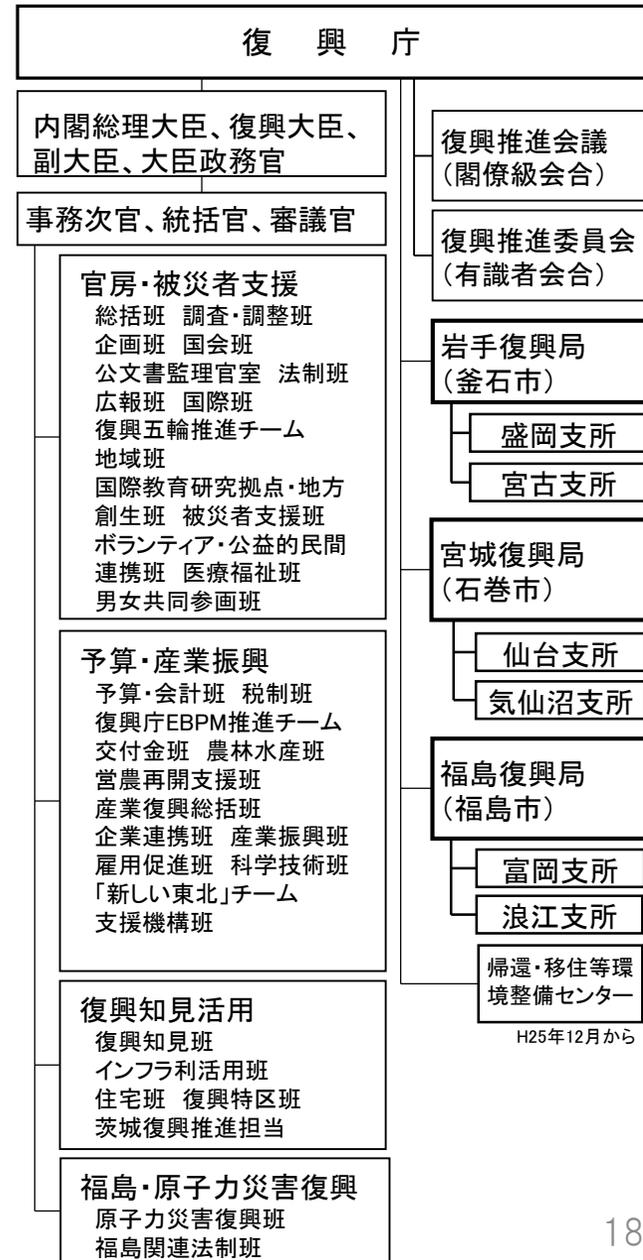
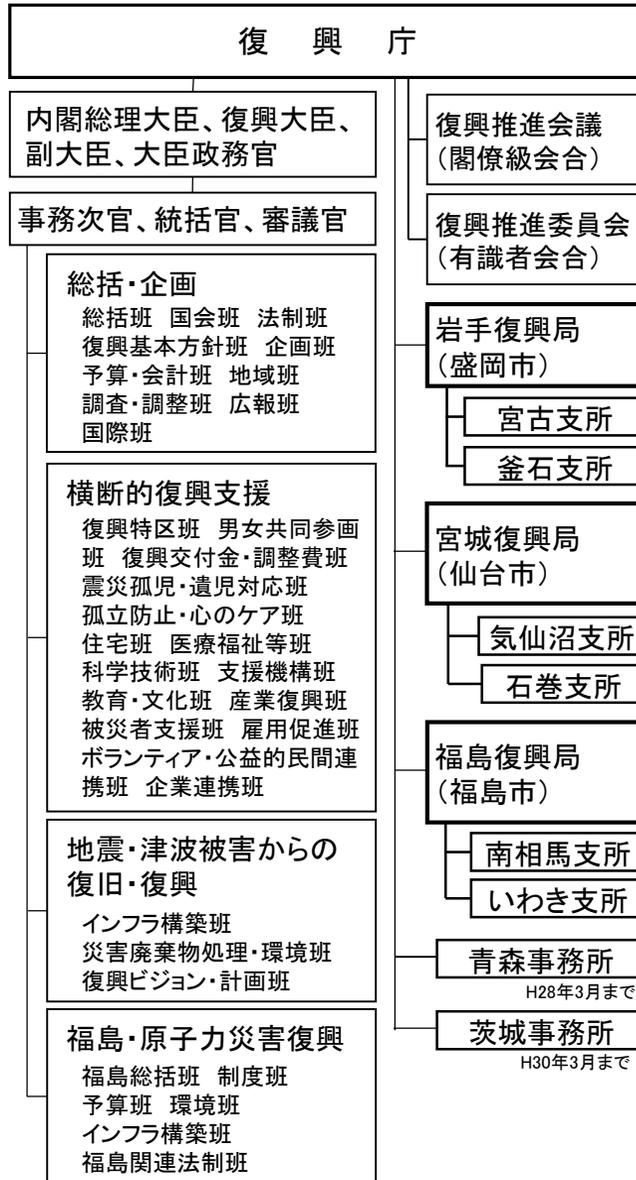
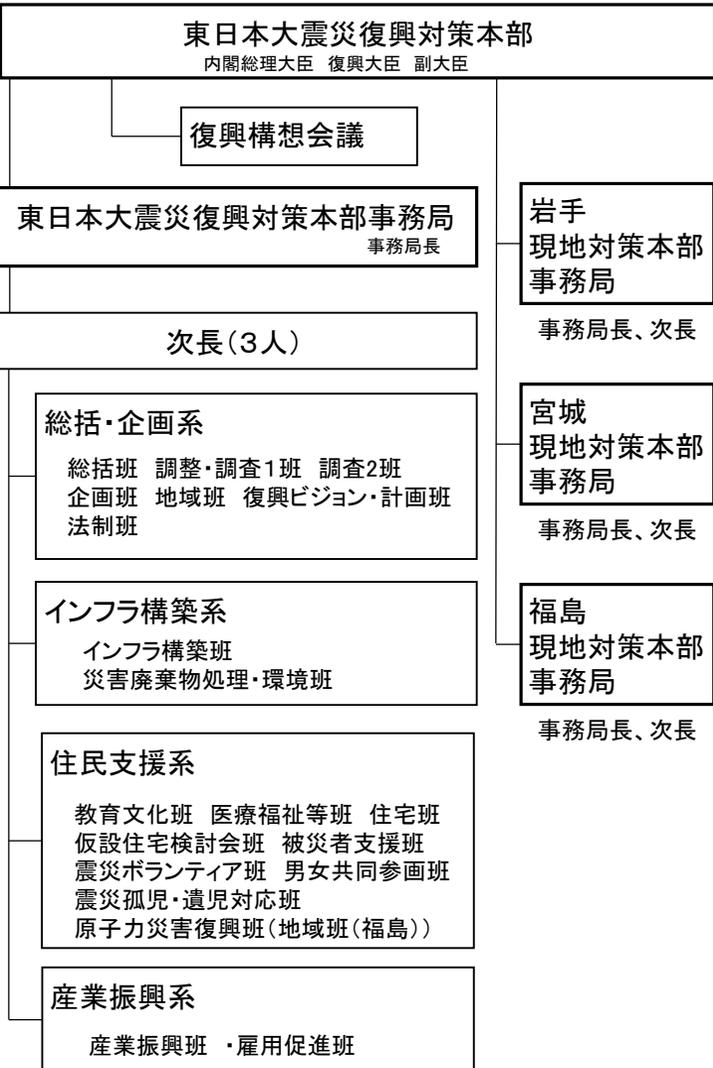
(緊急災害対策本部会議資料H23.5.8時点の組織図、H23.9復興対策本部会議資料、H2.2.3公文書管理委員会(第12回)資料等を元に、復興庁にて作成)

8. 東日本大震災に係る政府の体制（内部組織）

<H23.6~>

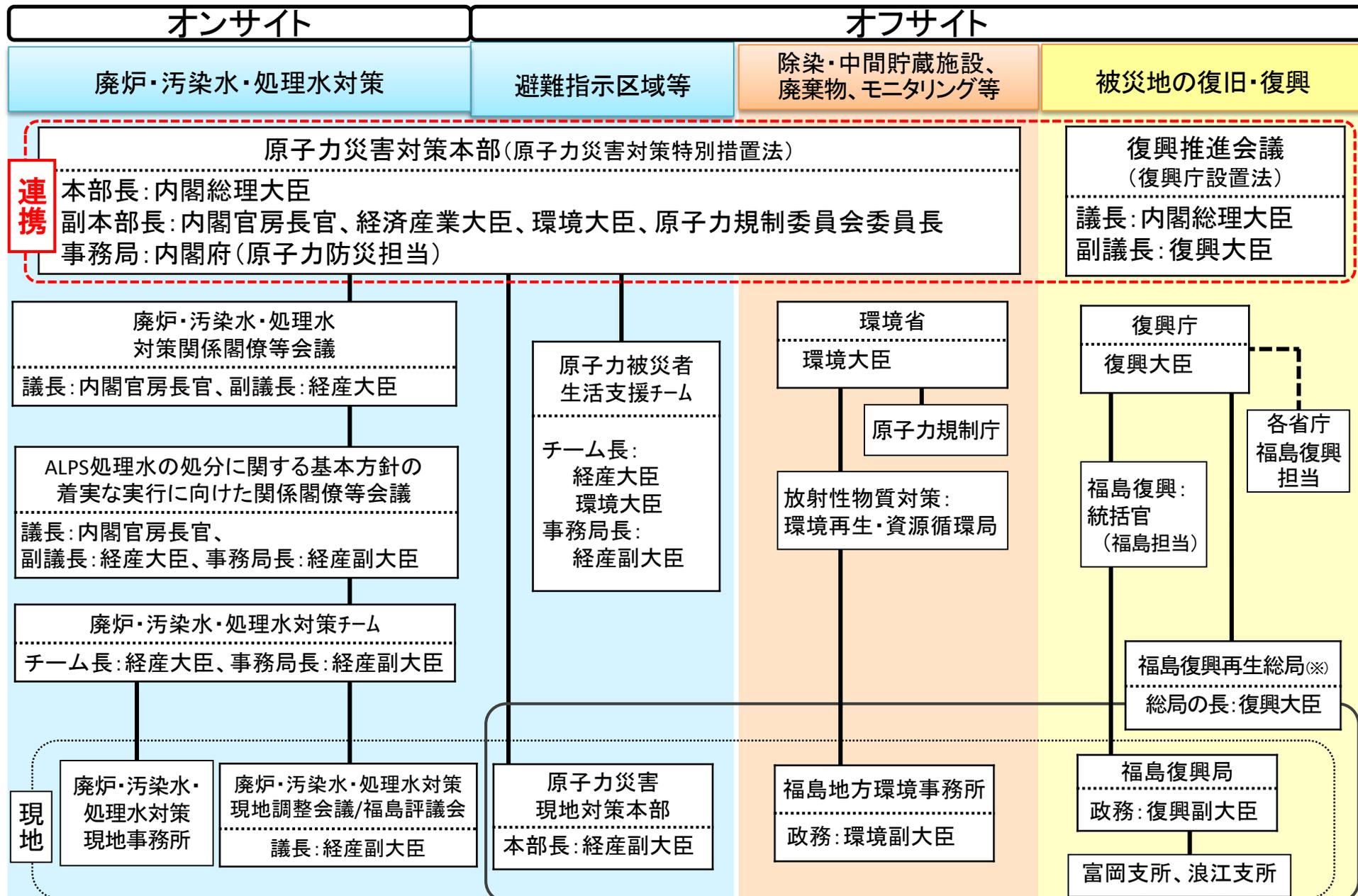
<H24.2~>

<R3.4~>



(H23.9、H24.10、R3.4時点の組織図を基に、復興庁にて作成。途中段階における班編成の変更は反映していない。)

8. 東日本大震災に係る政府の体制（福島に係る体制）



※2022年3月から福島復興再生総局構成員に東北農政局(政務: 農水副大臣)が追加。

9. 関係法律一覽（その1）

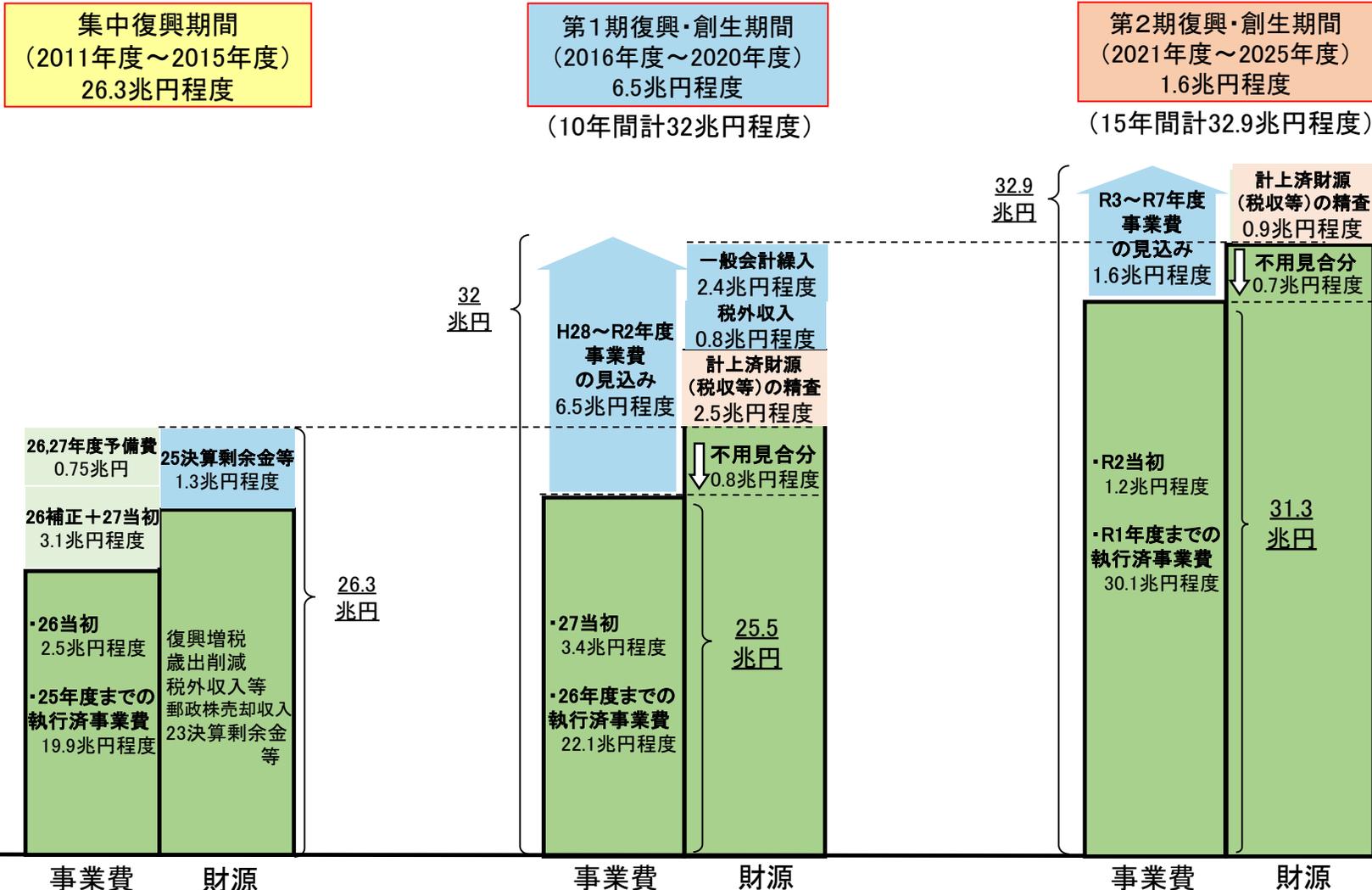
分野	法令名	法令番号
復興庁所管	東日本大震災復興基本法	H23.76
	復興庁設置法	H23.125
	東日本大震災復興特別区域法	H23.122
	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法	H23.113
	福島復興再生特別措置法	H24.25
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律	H24.48
復旧事業・まちづくり・事業再生に係る立法措置	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律	H23.33
	東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律	H23.34
	東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律	H23.43
	東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法	H23.99
	津波対策の推進に関する法律	H23.77
	津波防災地域づくりに関する法律	H23.123
	津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	H23.124
震災被害に係る臨時特例等に係る立法措置	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律	H23.29
	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律	H23.119
	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	H23.40
	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律	H23.87
	地方税法の一部を改正する法律	H23.30
	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律	H23.96
	東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律	H23.64
	東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律	H23.102
原子力災害関係の立法措置	平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律	H23.91
	原子力損害賠償支援機構法（※原子力損害賠償・廃炉等支援機構法へ名称変更）	H23.94
	東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律	H23.98

8. 関係法律一覽（その2）

分野	法令名	法令番号
原子力災害関係の立法措置	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	H23.110
	東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律	H25.32
	東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律	H25.97
	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法	H23.112
	日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（JESCO法）	H26.120
その他（財源確保等）	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	H23.42
	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法	H23.117
	東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律	H23.118
	平成二十三年東北地方太平洋沖地震等による災害からの復旧復興に資するための国会議員の歳費の月額の特例に関する法律	H23.11
	特別会計に関する法律の一部を改正する法律	H24.15
	東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律	H23.69
	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律	H23.86
	災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律	H23.100
	東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律	H23.103
	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律	H24.6
	東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律	H23.80
	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部を改正する法律	H23.89
	平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律	H23.41
	平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律	H23.116
	平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律	H23.88
平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律	H23.2	

9. 復興財源フレーム

被災地が安心して復旧・復興事業に取り組むことができるよう、復興期間の事業規模を示し、復興増税等により必要な財源を予め確保。

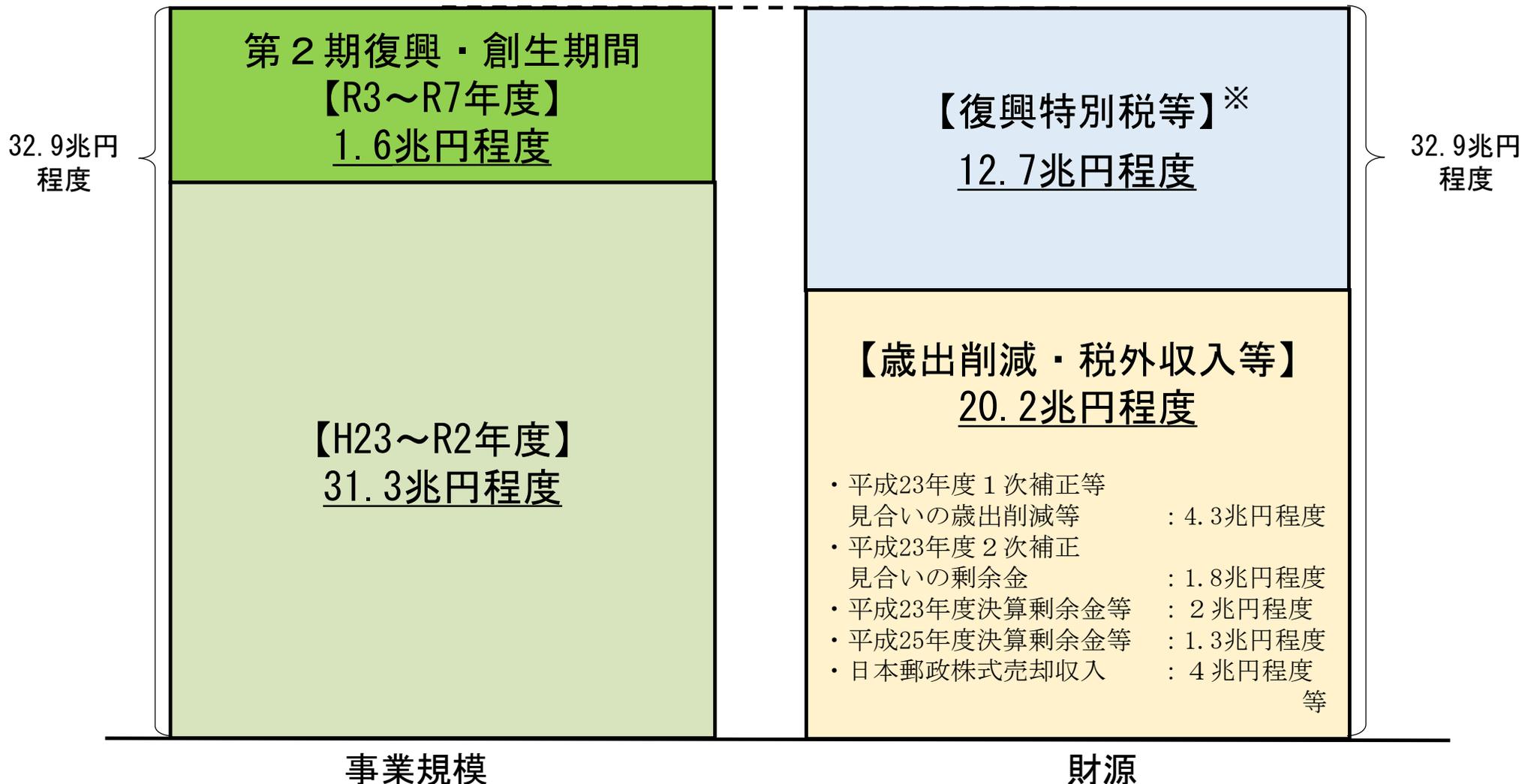


(注1) 本資料は、平成28年4月4日の財政制度等審議会財政制度分科会資料をベースにしている。

(注2) 上記の事業費には、原子力損害賠償法・放射性物質汚染対処特措法に基づき東京電力が負担すべき経費は含まれない。また、執行済事業費には、繰越額が含まれている。

9. 復興財源フレーム（平成23年度～令和7年度）について

- ・ 事業規模は、平成23年度～令和2年度までの10年間で31.3兆円程度、第2期復興・創生期間（令和3年度～令和7年度）で1.6兆円程度と見込まれ、これらを合わせた平成23年度～令和7年度では、32.9兆円程度と見込まれる。
- ・ 財源は、復興特別税、歳出削減、税外収入等により、32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

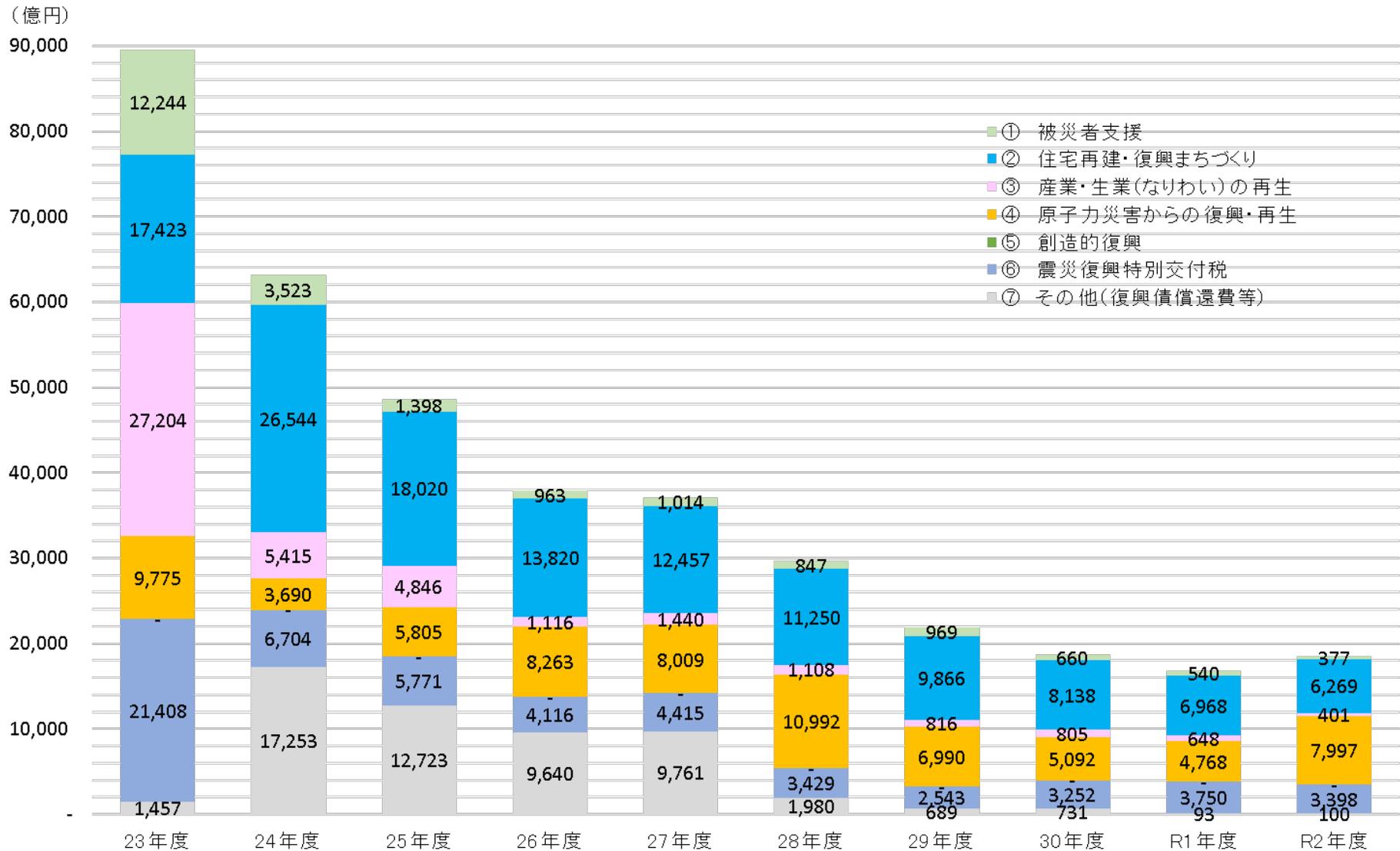


※ 復興特別法人税の1年前倒しでの廃止に伴う補填分0.8兆円程度を含む。 23

10. 復興関連予算の執行状況（その1）

〔関係指標〕

復興関連予算の執行状況（年度別：平成23年度～令和2年度）



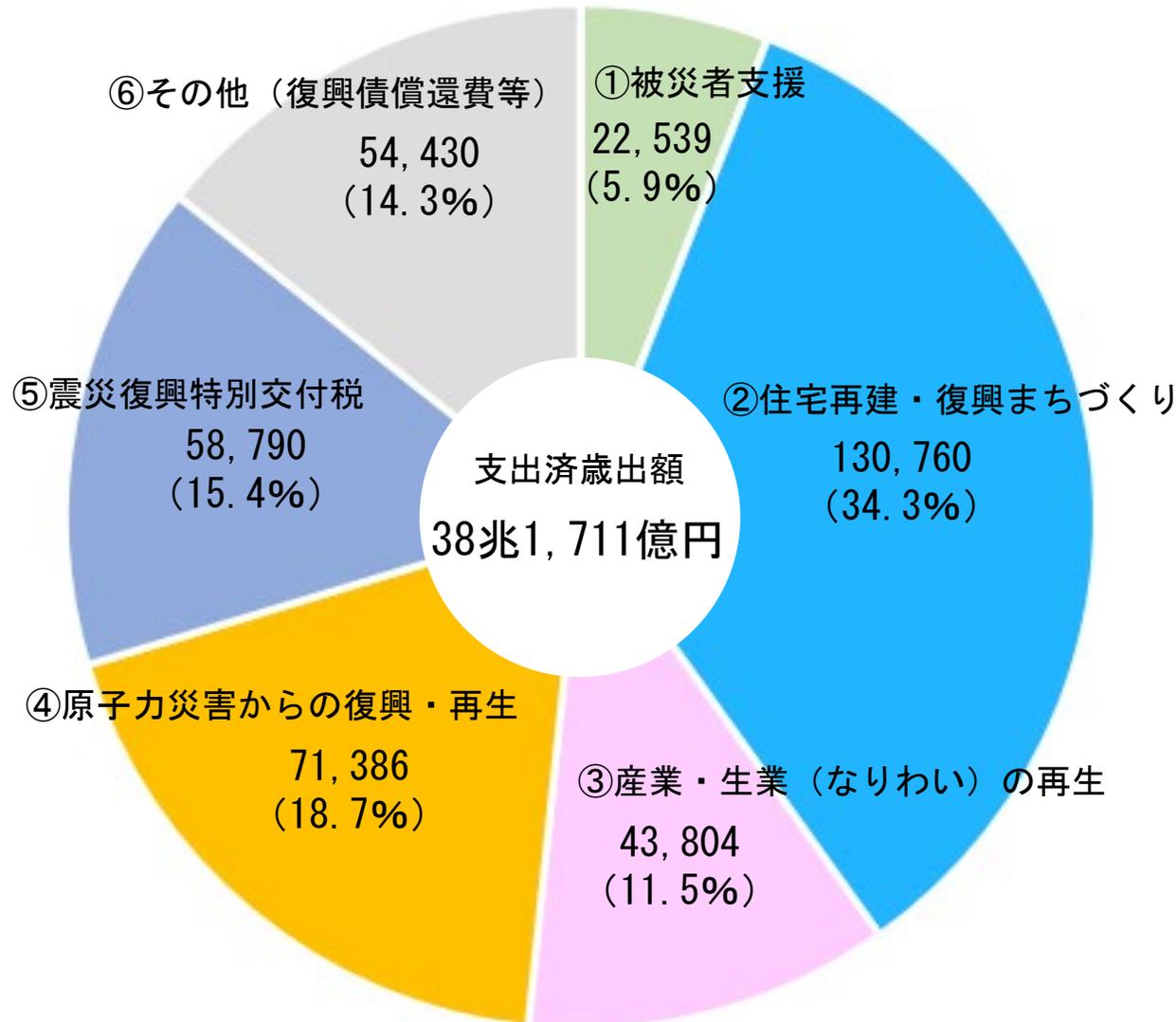
(参考) 平成23年度～令和2年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込額は31.1兆円程度

※ 復興財源フレーム対象経費は、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を除外等したもの。

10. 復興関連予算の執行状況（その2）

〔関係指標〕

復興関連予算の執行状況（累計：平成23年度～令和2年度）



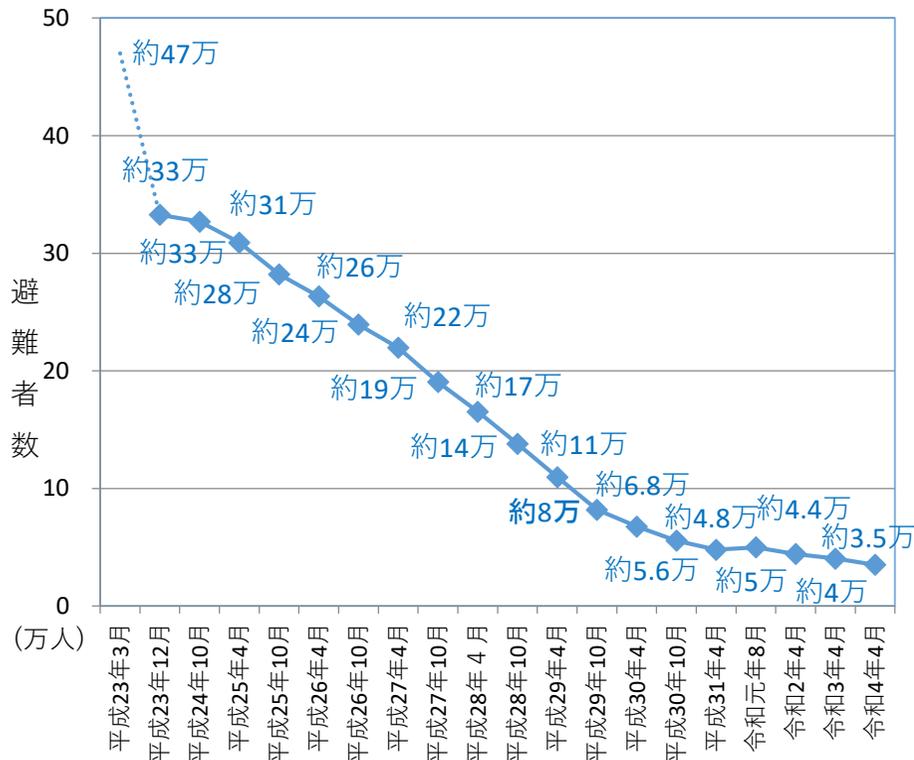
（参考）平成23年度～令和2年度の復興財源フレーム対象経費の執行見込額は31.1兆円程度

※ 復興財源フレーム対象経費は、復興事業費から東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を除外等したもの。

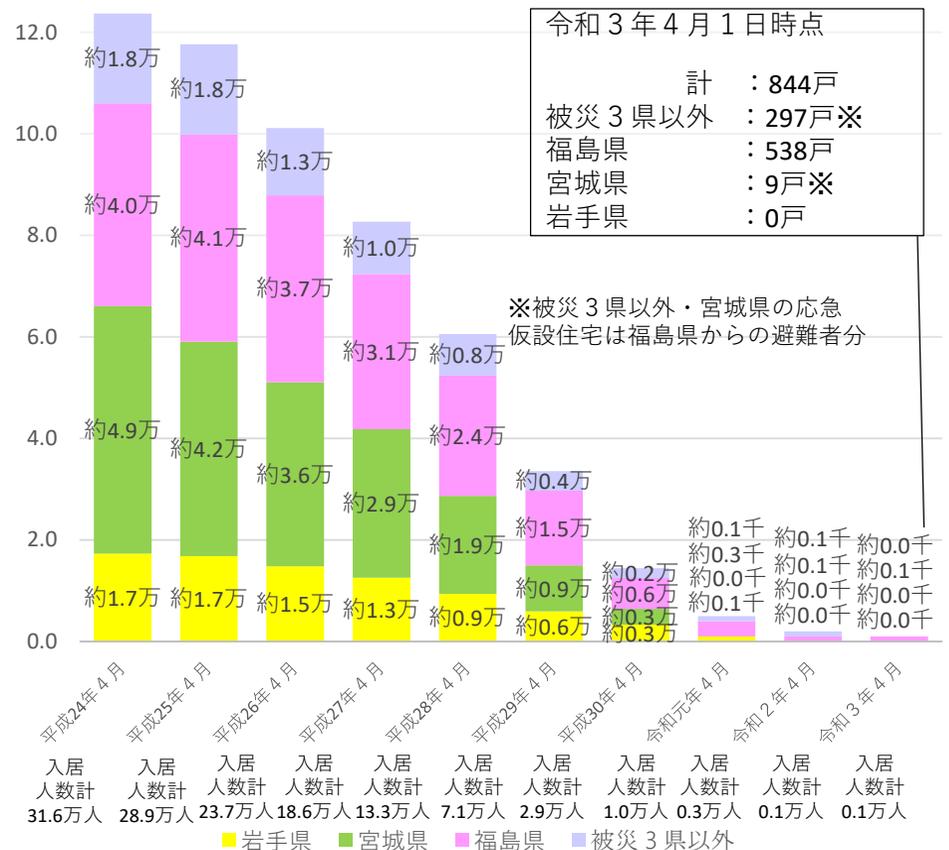
11. 被災者支援（避難者・応急仮設住宅入居者）

- 避難者数は発災直後の約47万人から、令和4年4月時点で約3.5万人となっている。
- 応急仮設住宅は最大約12.4万戸・約31.6万人（平成24年4月時点）が入居していたが、令和3年3月に岩手県・宮城県で供与が終了。入居者は福島県の被災者のみ（約0.1万人（令和3年4月1日時点））となっている。

① 避難者数



② 応急仮設住宅の入居者数・入居戸数



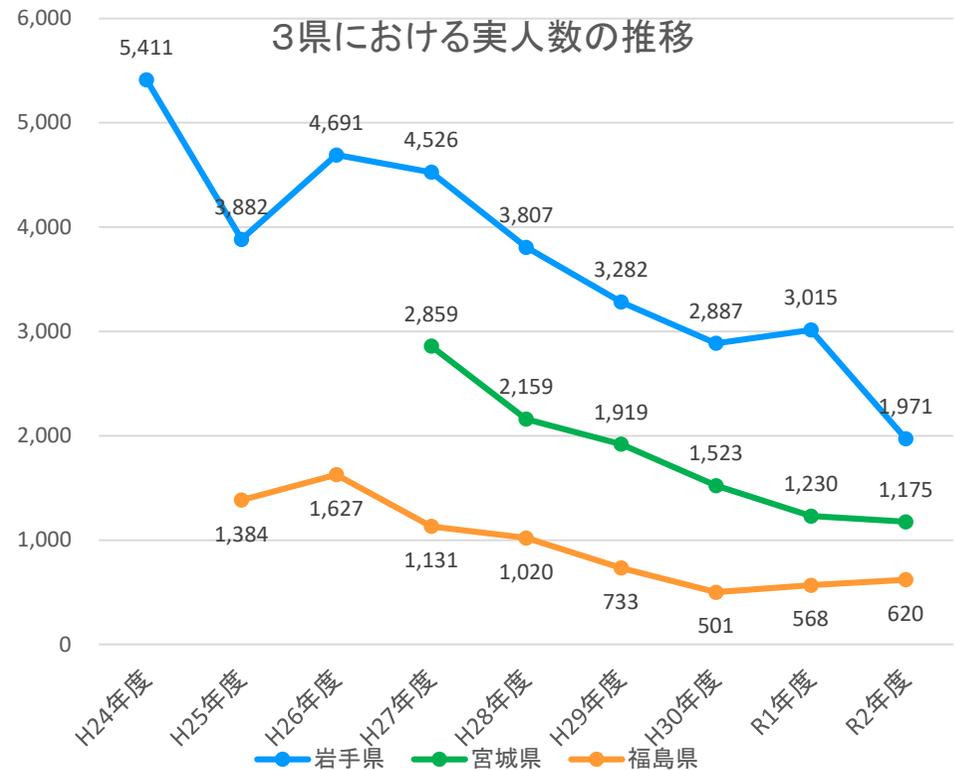
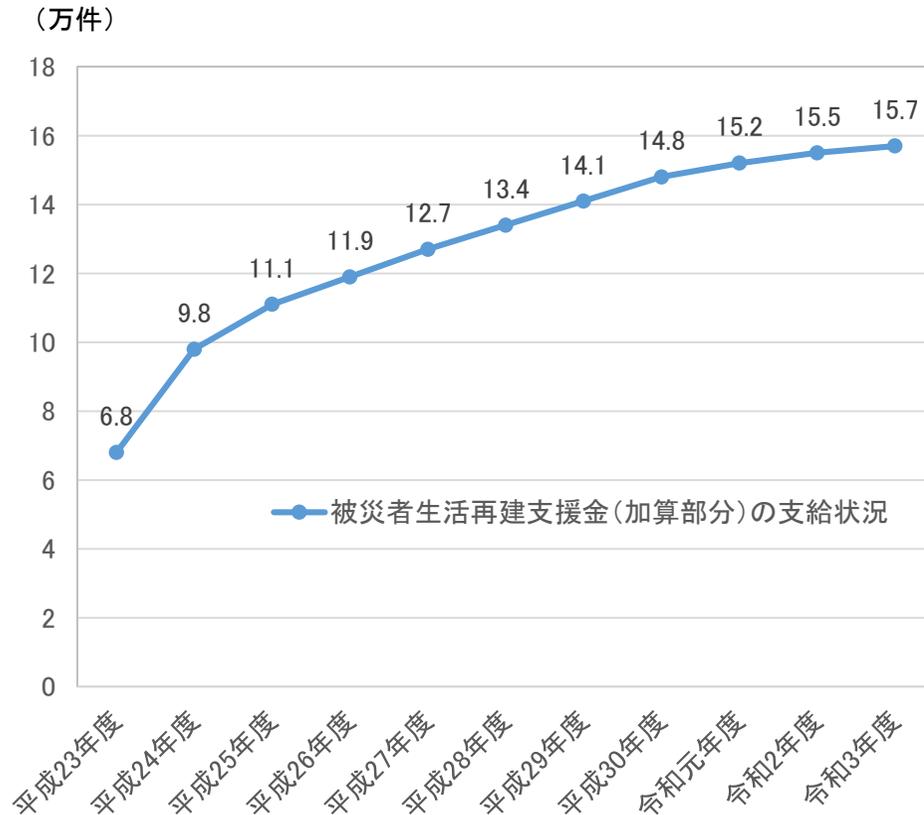
11. 被災者支援（支援金支給件数・相談者数）

○住宅を自主再建済み又は再建中の世帯（被災者生活再建支援金（加算分）の支給件数）は、令和3年度末時点で約15.7万件となっている。

○心のケアセンター相談者数は、相談者数（実人数）は漸減傾向にあり、令和2年度で3766人。なお、相談延べ件数も全体として漸減傾向ではあるが、令和3年度時点で3県で約1.7万件。

③被災者生活再建支援金（加算分）の支給状況

④心のケアセンター相談者数（3県別）



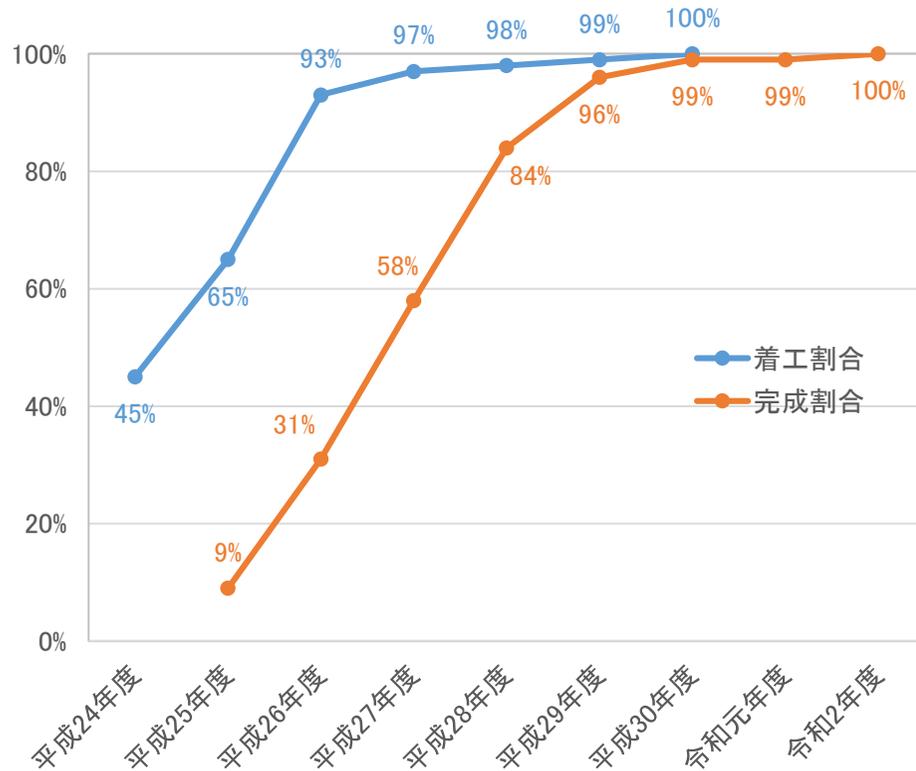
※1 このほか、心のケア支援事業の一部を仙台市に委託して相談支援を実施（相談件数 令和2年度：4,223件）

※2 このほか、日本精神科看護協会等に委託して県外避難者に対する相談支援を実施

12. 住まいとまちの復興（公営住宅・民間住宅等）

○災害公営住宅は、平成30年度に100%着工済となり、令和2年12月に全て完成した。
 ※調整中及び帰還者向けの災害公営住宅を除く
 ○民間住宅等用宅地については、平成30年度に100%着工済となり、令和2年12月に全て完成した。

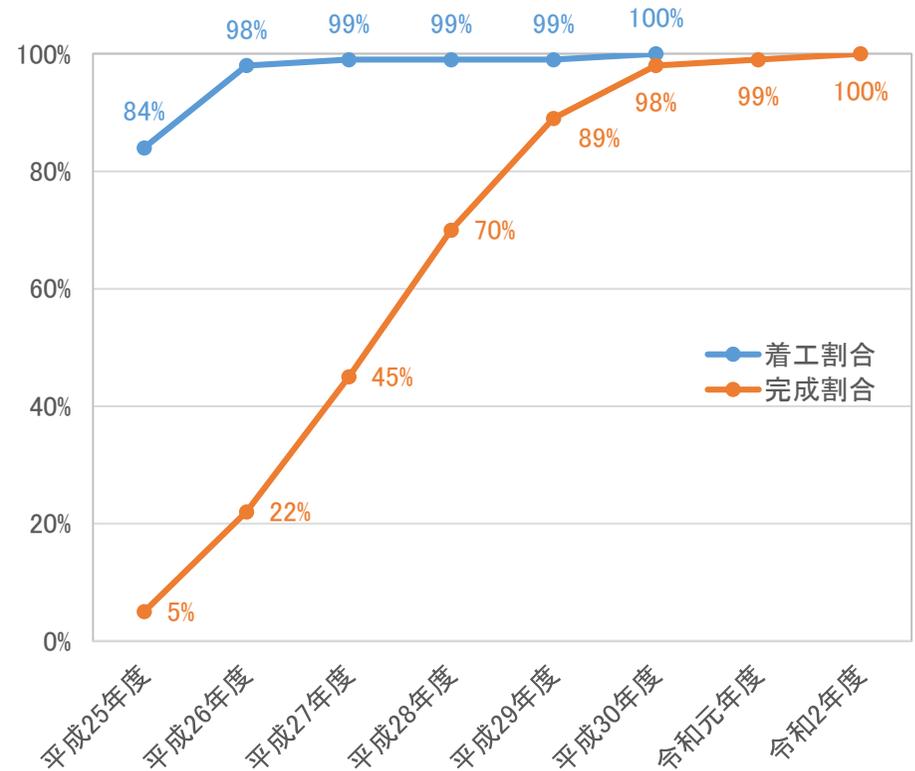
①災害公営住宅の供給計画戸数のうち着工・完成戸数の割合



(災害公営住宅の供給計画戸数(29,654戸)のうち着工(用地取得)した割合、及び完成戸数の割合)

※調整中及び帰還者向けの災害公営住宅を除いた合計戸数及び進捗率

②民間住宅等用宅地の着工・完成割合

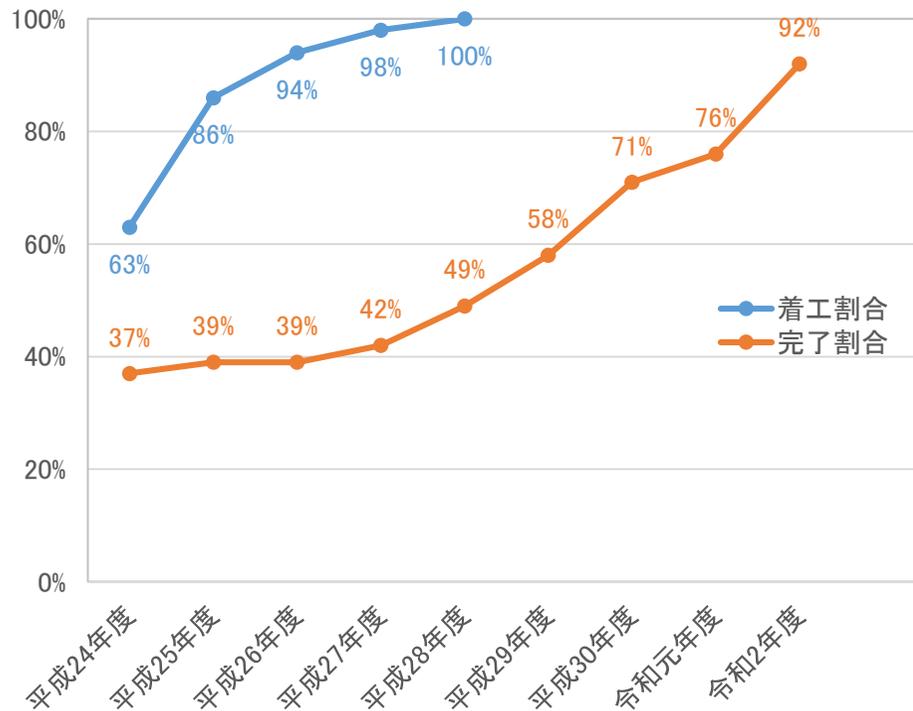


(民間住宅等用宅地(地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地)の供給計画地区数(393地区)、戸数(18,226戸)のうち着工(工事契約)した地区数の割合、及び完成戸数の割合)

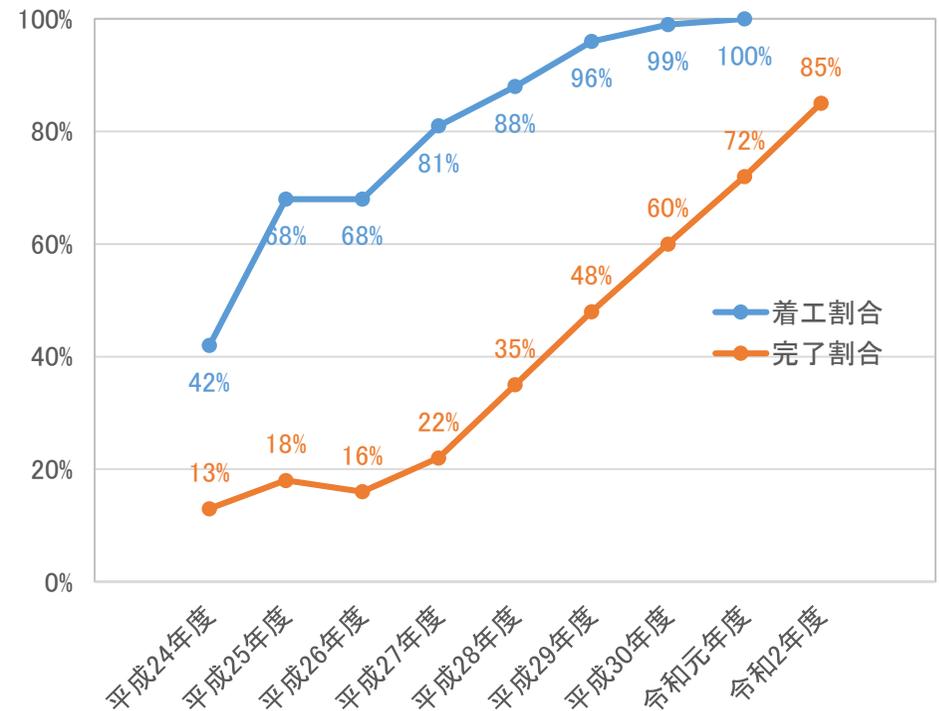
12. 住まいとまちの復興（道路・海岸対策）

○復興道路・復興支援道路は、令和3年3月末時点で供用済延長の割合が92%となり、令和3年12月に全線供用している。
○海岸対策は令和元年度に100%着工済となり、令和3年3月末時点で工事が完了した箇所数の割合が85%となっている。

■ ③復興道路・復旧支援道路(計画済延長570kmのうち着工済延長・供用済延長の割合)



● ④海岸対策(本復旧・復興工事の計画箇所621のうち着工・完了した箇所数の割合)



12. 住まいとまちの復興（災害廃棄物処理）

○13道県※1で災害廃棄物が約2,000万トン、津波堆積物が約1,100万トン発生※2。

（岩手県：平時の約9年分、宮城県：平時の約14年分）

○福島県の一部地域（南相馬市、広野町、相馬市）を除いて、目標として設定した平成26年3月末までに処理を完了。国による代行処理により、平成29年1月に福島県内の災害廃棄物等の処理を完了。

※1 13道県：北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、長野県

※2 次の避難区域（旧警戒区域・計画的避難区域）を除く。

： 田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、飯館村

⑤災害廃棄物の撤去及び処分

（がれき処理・処分量/津波堆積物処理・処分量）

平成24年	6%
平成25年	58%
平成26年	100%（岩手県）、100%（宮城県）
平成27年	97%（福島県）
平成28年	97%（福島県）
平成29年	100%（福島県）

（がれき処理・処分量）

※福島県は避難指示区域を除く

⑤災害廃棄物及び津波堆積物の処理状況(13道)

（H30年1月末）

	都道府県数	市町村数	処理完了市町村数 （注1）	推計量 （千トン）	処理量（千トン）			
					合計	再生利用	焼却処理 （注2）	埋立
災害廃棄物	13	239	239 （100%）	20,408	20,408 （100%）	16,686 [82%]	2,425 [12%]	1,296 [6%]
津波堆積物	6	36	36 （100%）	10,618	10,618 （100%）	10,452 [98%]	—	166 [2%]

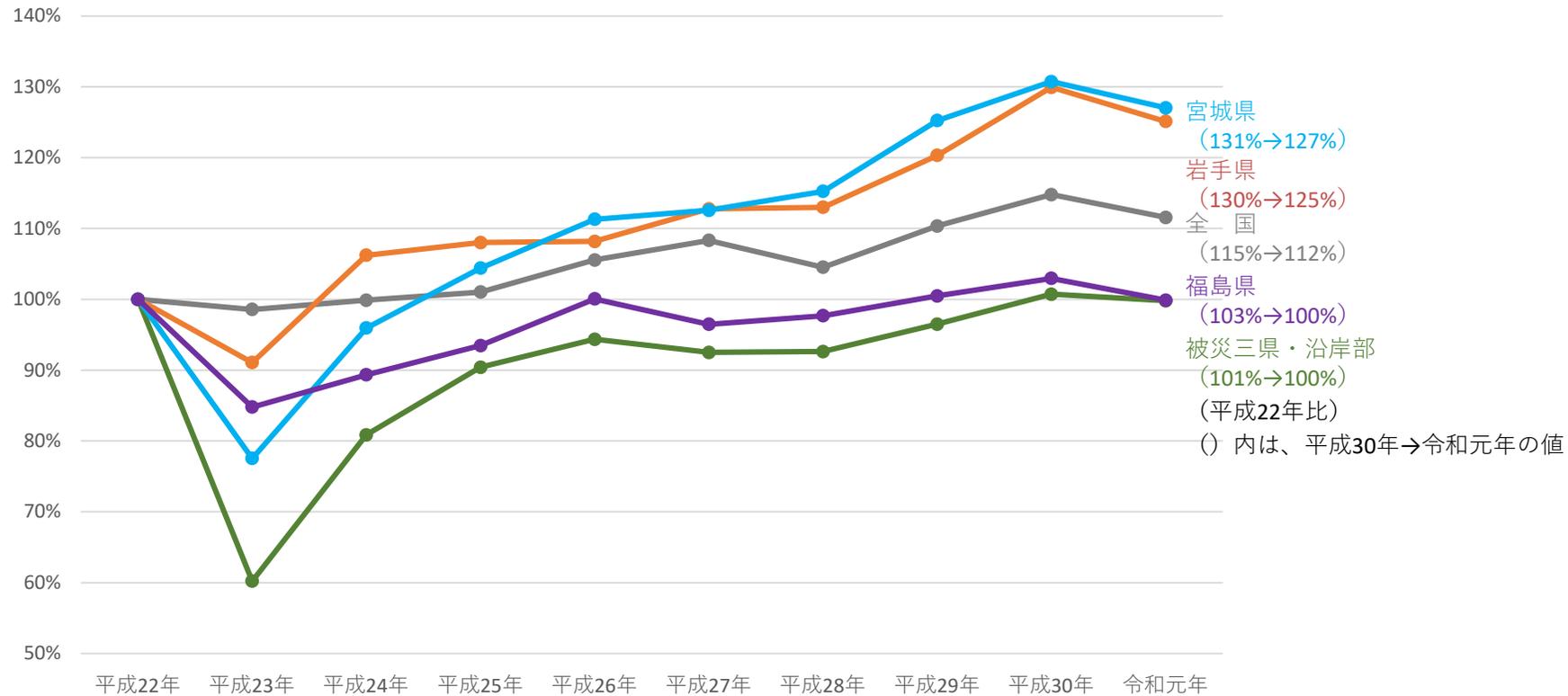
注1：処理完了市町村数、処理量に示す下段(%)は、それぞれ市町村数に対する処理完了市町村数の割合、推計量に対する処理量中の進捗割合を示す。

注2：焼却処理の数値には熱回収は除く。

13. 産業・生業の再生（製造品出荷額等）

○製造品出荷額等の平成22年比は、2019年時点で全国が112%、宮城県が127%、岩手県が125%、福島県が100%まで回復している。被災三県・沿岸部も100%まで回復している。

①製造品出荷額等(平成22年比)(3県別及び3県沿岸部)



出所) 経済産業省「工業統計調査」2010年,2012年~2014年,2016年,2017年実績
総務省・経済産業省「経済センサス - 活動調査」2011年,2015年,2018年実績

注)被災三県・沿岸部の市町村

【岩手県】宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町

【宮城県】仙台市(宮城野区、若林区)、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町

【福島県】いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町(注)、富岡町(注)、大熊町(注)、双葉町(注)、浪江町(注)、新地町

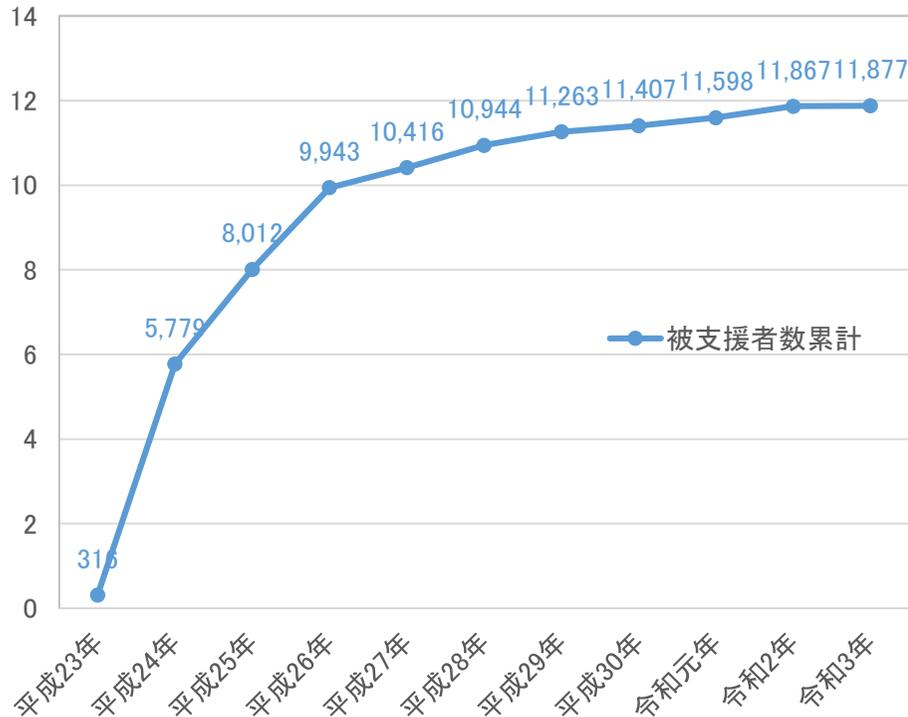
(注)調査対象外とされた年があるなど、調査年によっては集計に含まれない。

13. 産業・生業の再生（グループ補助金）

- グループ補助金による復旧支援は令和2年12月までに11,867件の支援を実施。令和3年時点で累計11,877件となっている。
- グループ補助金交付先で、震災直前の水準以上まで売上が回復していると回答した事業者比率は、当初は29.9%であったが、平成27年以降は、45%前後で推移している。

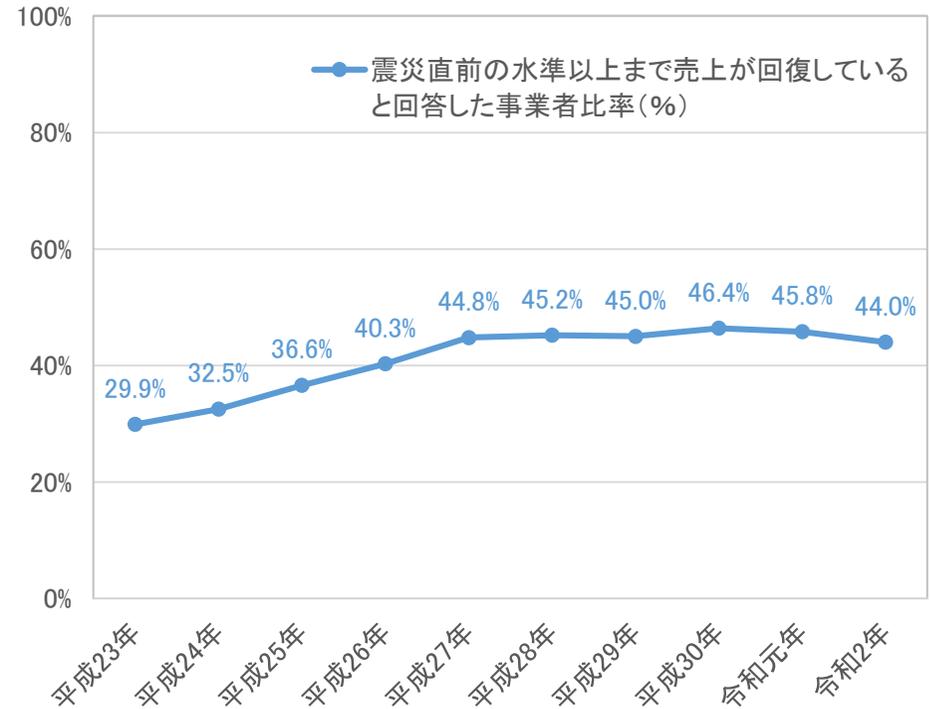
■ ②グループ補助金による復旧支援：被支援者数累計

(千件)



中小企業等グループ補助金による復旧支援：被支援者数累計

● ②震災直前の水準以上まで売上が回復していると回答した事業者比率(グループ補助金交付先)

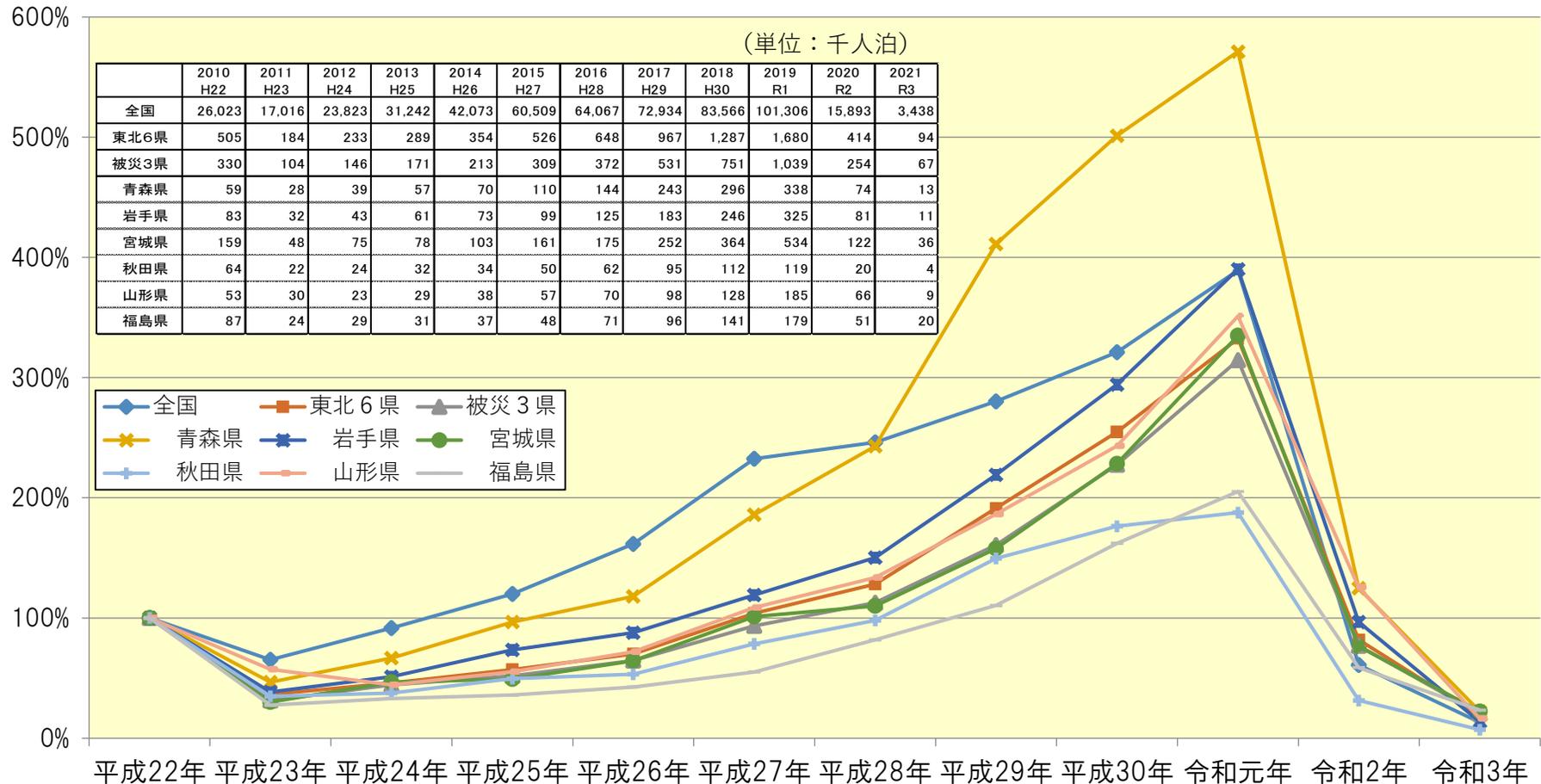


震災直前の水準以上まで売上が回復していると回答した事業者の比率：グループ補助金交付先へのアンケート

13. 産業・生業の再生（外国人延べ宿泊者数）

○東北6県の外国人延べ宿泊者数の平成22年比は、令和元年時点で332.5%まで回復していた。

■ ③東北6県の外国人延べ宿泊者数(平成22年比)

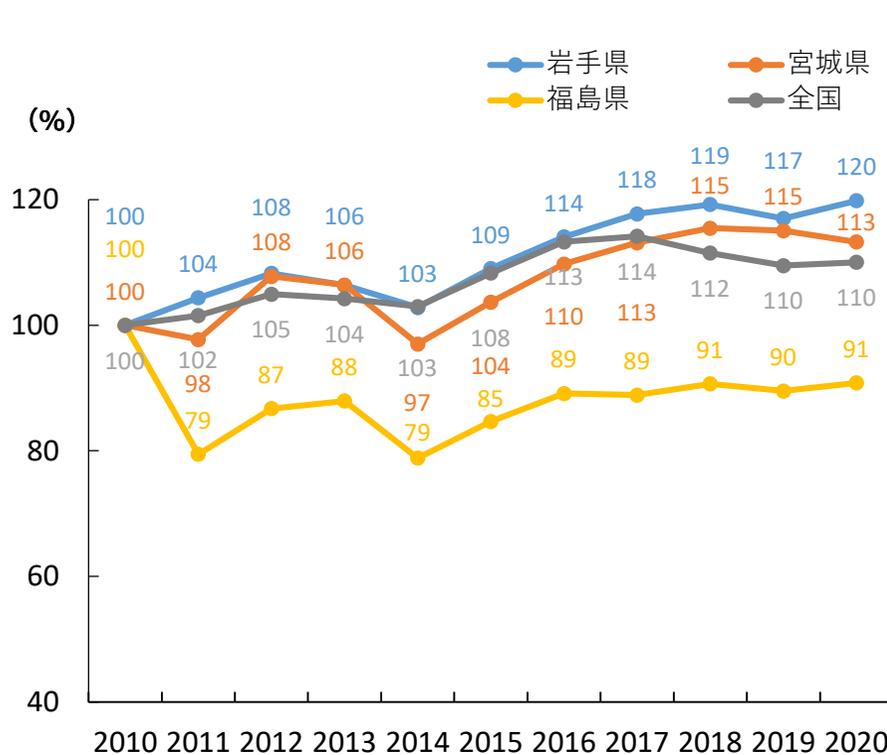


※従業員数10人以上の施設における延べ宿泊者数。
出所) 宿泊旅行統計調査

13. 産業・生業の再生（農業産出額・営農再開可能面積）

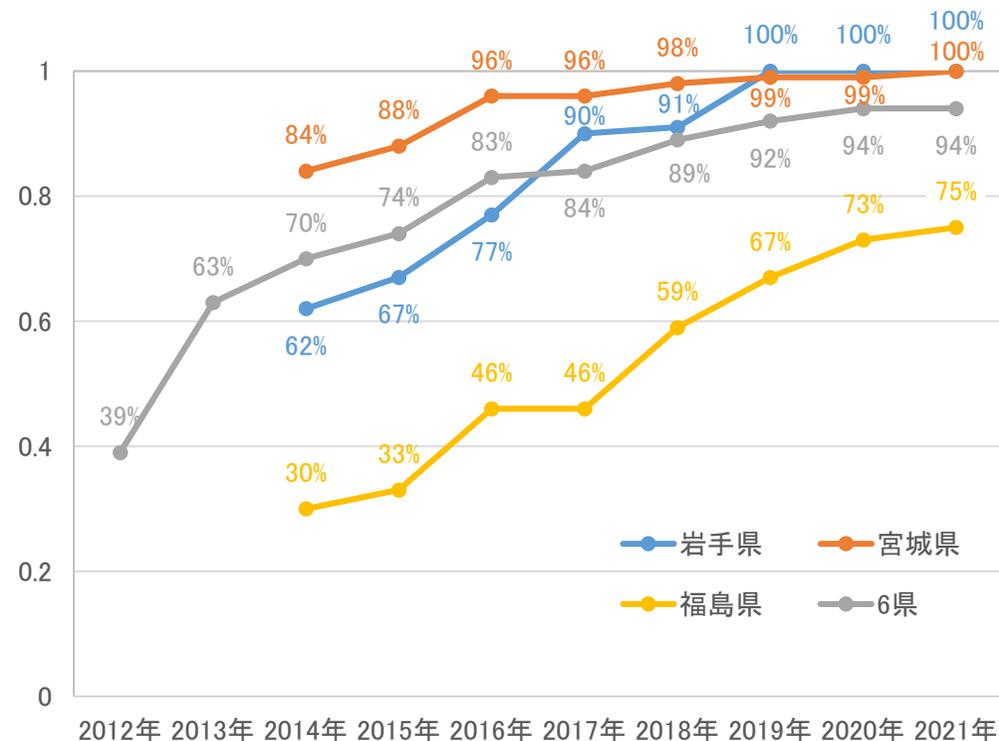
○農業産出額の平成22年比は、2020年時点で全国が110%、岩手県が120%、宮城県が113%、福島県が91%まで回復している。
○津波被災農地のうち営農再開可能面積の割合は、2021年時点で94%に達している。

■ ④農業産出額(平成22年比)(3県別)



出典：生産農業所得統計（年）

● ④津波被災農地のうち営農再開可能面積の割合



2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 2021年

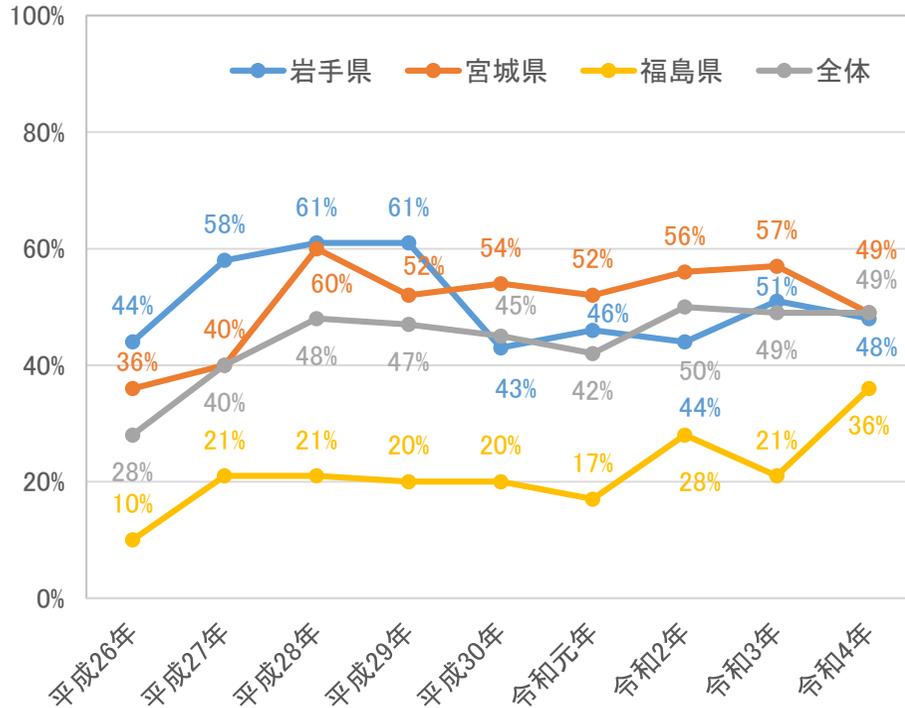
- 6県(青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県)の津波被災農地→21,480ha
- 2015年からは、農地転用が行われたもの(見込みを含む)を除いた津波被災農地(2021年:19,690ha)に対するもの。

出所)東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組(農林水産省)
注)各年で複数時点の数値が公表されている場合は、より新しい時点の数値を適用。

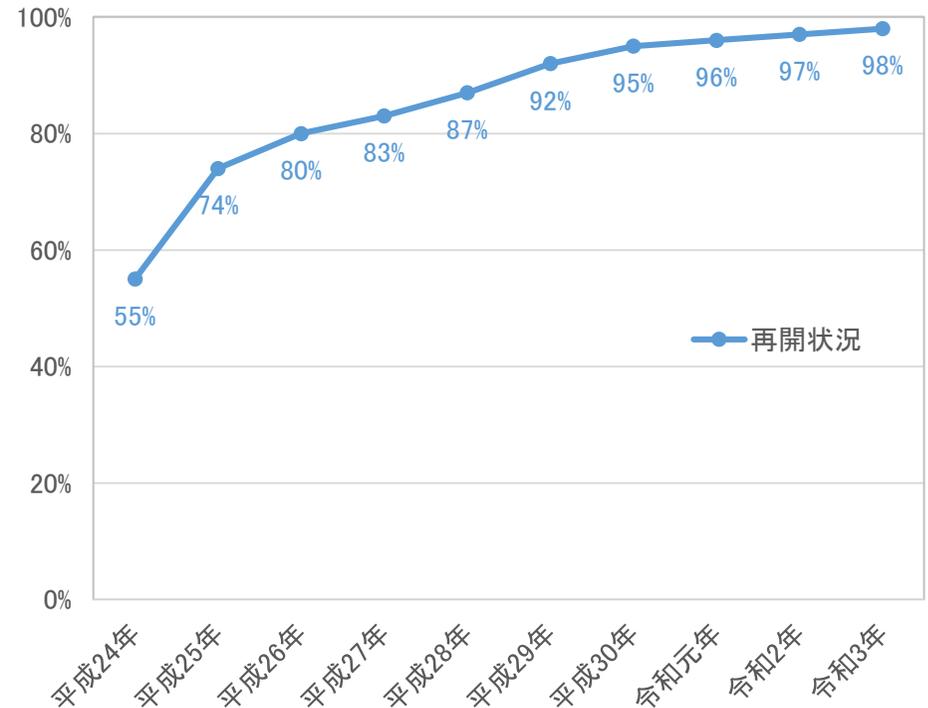
13. 産業・生業の再生（水産加工業）

○水産加工品の売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合は、全国で49%、宮城県で49%、岩手県で48%、福島県で36%となっている。
○被災3県で業務再開を希望する水産加工施設の再開状況の割合は、令和3年時点で98%に達している。

■ ⑤水産加工品の売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合(3県別)



● ⑤被災3県で業務再開を希望する水産加工施設の再開状況(割合)



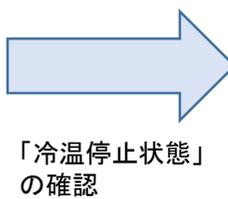
出所) 水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート(第1回～第9回)
(水産庁)
※H26～H29、R2～R4を上記アンケート結果から作成。H30～R1は、「平成29年度 水産白書」「平成30年度 水産白書」(水産庁)から作成。

(被災3県で業務再開を希望する水産加工施設(774)の再開状況)

14. 原子力災害固有の対応（避難指示区域）

①避難指示区域の指定・区域見直しの経緯

- 平成23年3月 事故発生 → 避難指示・屋内退避の指示
- 平成23年4月
 - 警戒区域（福島第一から半径20km）
【原則立入禁止、宿泊禁止】
 - 計画的避難区域（放射線量が20mSv/yを超える区域）
【立入可、宿泊原則禁止】
 - 緊急時避難準備区域（福島第一から半径30km）
【避難の準備、立入可、宿泊可】
- 平成23年9月 緊急時避難準備区域の解除
- 平成23年12月 冷温停止状態の確認 ⇒ 避難指示区域の見直しを開始

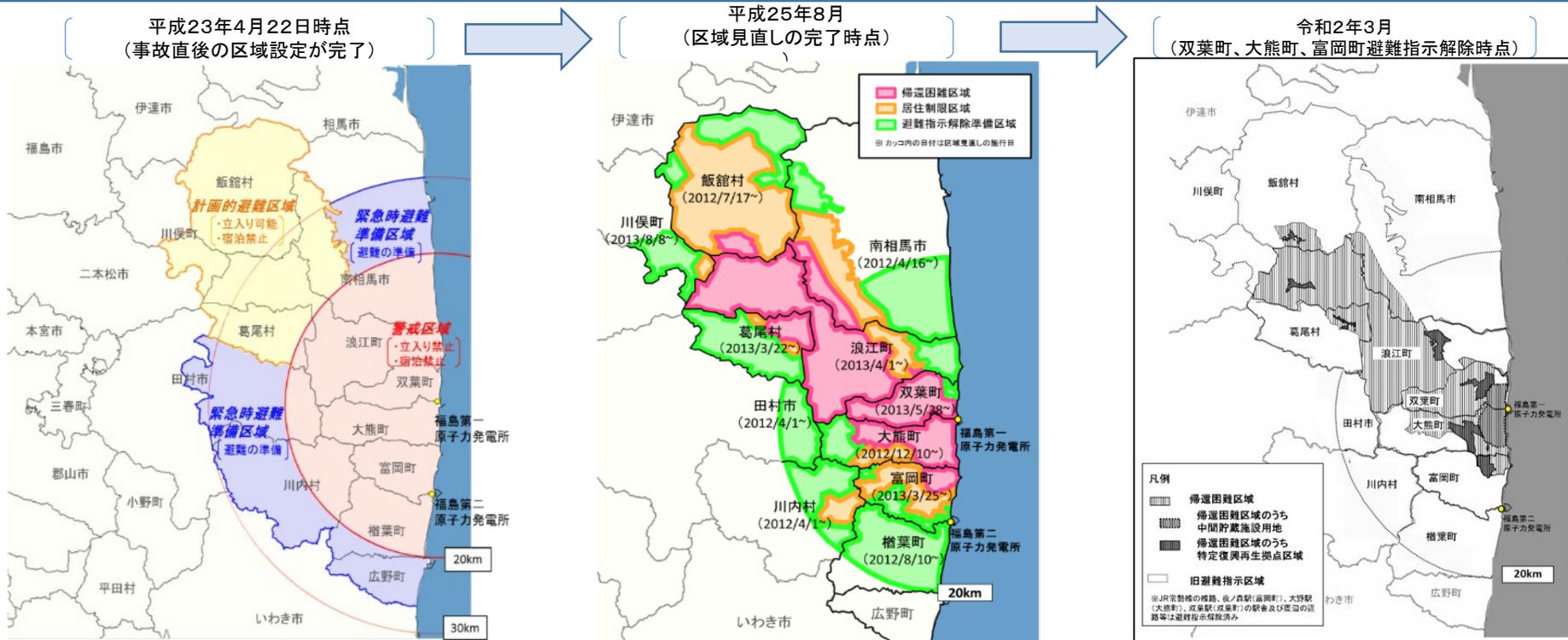


5. 避難指示区域の見直しの実施

- ・**帰還困難区域**（放射線量が50mSv/yを超える区域）
【原則立入禁止、宿泊禁止】※平成27年6月19日以降、一部事業活動可
- ・**居住制限区域**（放射線量が20mSv/y～50mSv/yの区域）
【立入り可、一部事業活動可、宿泊原則禁止】
- ・**避難指示解除準備区域**（放射線量が20mSv/y以下）
【立入り可、事業活動可、宿泊原則禁止】

6. 避難指示の解除

平成26年以降、避難指示の解除が進み、帰還困難区域を除く全ての地域で解除済み（面積では、区域見直し完了時点から、約7割が解除済み）。



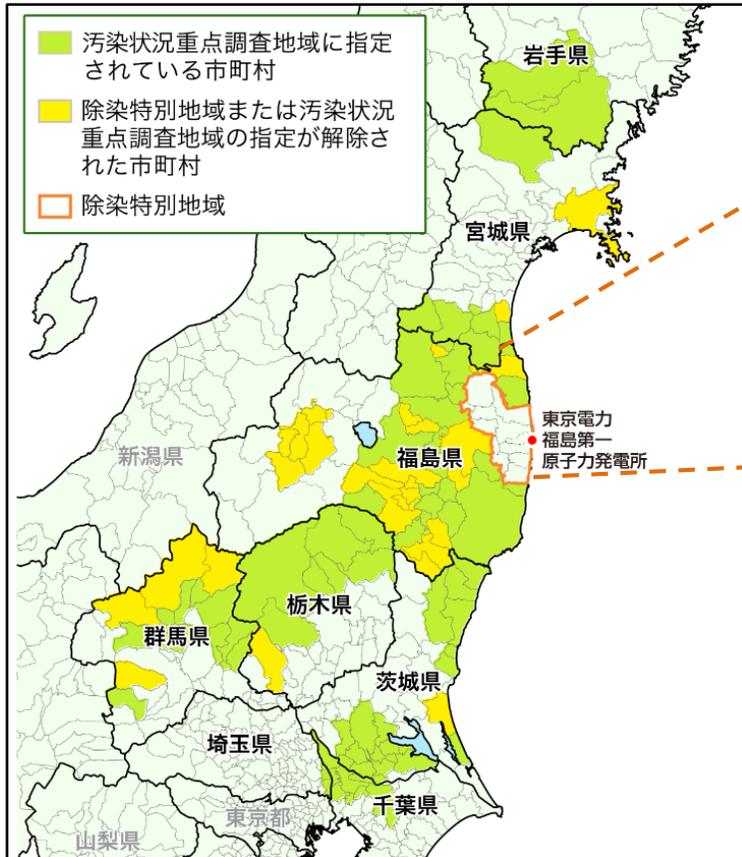
14. 原子力災害固有の対応（除染の進捗状況）

②除染の進捗状況

○ 2018年3月19日までに、帰還困難区域を除き、**8県100市町村の全てで面的除染が完了**。
帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域で除染や家屋等の解体を実施中。

＜汚染状況重点調査地域(市町村除染)＞

＜除染特別地域(国直轄除染)＞



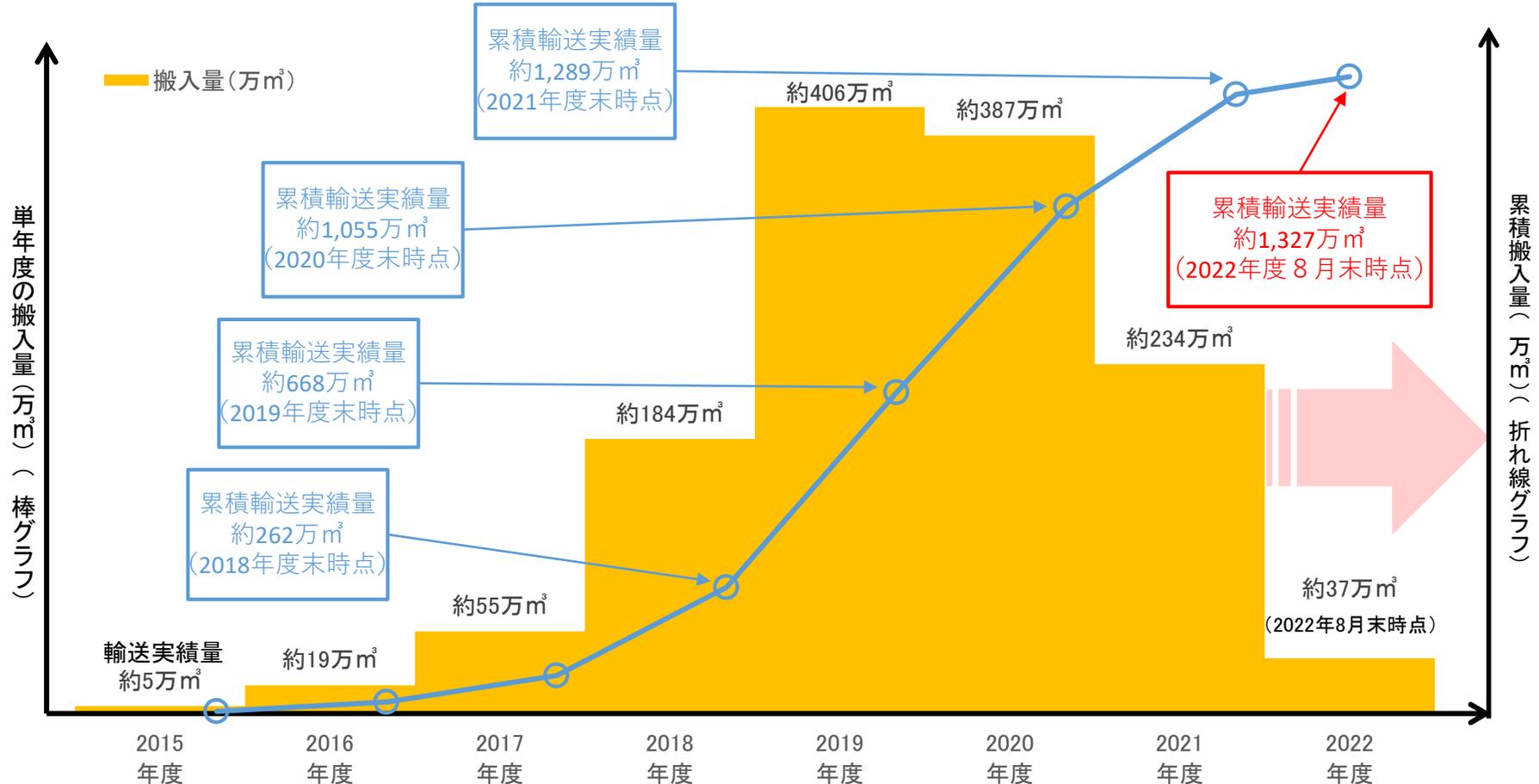
	面的除染完了市町村		
		汚染状況重点調査地域(93)	除染特別地域(11)
福島県内	43※	36	11
福島県外(7県)	57	57	—
合計	100	2018年3月に完了	2017年3月に完了

※南相馬市、田村市、川俣町、川内村は、域内に除染特別地域と汚染状況重点調査地域双方が指定された

14. 原子力災害固有の対応 (中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入状況量)

○除去土壌等の中間貯蔵施設への搬入量は、2020年度末時点で約1,055万 m^3 (2022年度8月末時点で約1,327万 m^3)。また、2021年度末までに、帰還困難区域を除く除去土壌等の概ね搬入完了という目標を達成した。

■ 中間貯蔵施設への除去土壌等の累積搬入量



出所) 中間貯蔵施設情報サイト(環境省) (<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/transportation/index.html>)をもとに作成。
※帰還困難区域を含む

14. 原子力災害固有の対応（特定復興再生拠点区域その1）

④ 特定復興再生拠点区域の整備の状況

- 6町村（双葉、大熊、浪江、富岡、飯舘、葛尾）の計画を内閣総理大臣が認定済み。
- 2022年春頃（双葉町、大熊町、葛尾村）、2023年春頃（富岡町、浪江町、飯舘村）の避難指示解除を目指し、除染、インフラ整備等を推進。
- 2022年6月、葛尾村、大熊町で避難指示解除。2022年8月、双葉町で避難指示解除。

認定済みの特定復興再生拠点区域復興再生計画概要

双葉町（2017年9月15日認定）



- ・ 区域面積：約555ha ・ 居住人口目標：約2,000人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2022年8月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

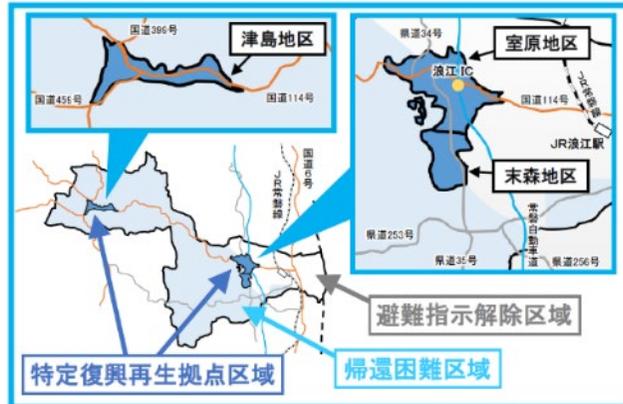
大熊町（2017年11月10日認定）



- ・ 区域面積：約860ha ・ 居住人口目標：約2,600人
- ・ 避難指示解除の目標
2022年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2022年6月30日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

14. 原子力災害固有の対応（特定復興再生拠点区域その2）

④特定復興再生拠点区域の整備 浪江町（2017年12月22日認定）



- ・ 区域面積：約661ha ・ 居住人口目標：約1,500人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年3月
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

富岡町（2018年3月9日認定）



- ・ 区域面積：約390ha ・ 居住人口目標：約1,600人
- ・ 避難指示解除の目標：
2023年春頃まで：特定復興再生拠点区域全域
(2020年3月、JR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域を解除)

飯館村（2018年4月20日認定）



- ・ 区域面積：約186ha ・ 居住人口目標：約180人
- ・ 避難指示解除の目標：2023年春
(ただし、早期に整備が完了した区域から先行する。)

葛尾村（2018年5月11日認定）

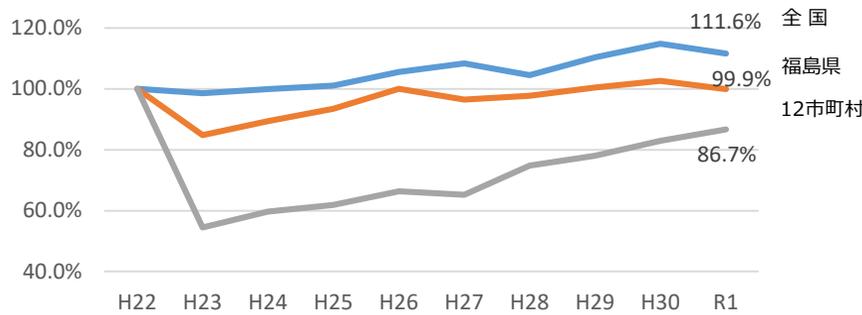


- ・ 区域面積：約95ha ・ 居住人口目標：約80人
- ・ 避難指示解除の目標：2022年春
(2022年6月12日、特定復興再生拠点区域の避難指示を解除)

14. 原子力災害固有の対応（製造品出荷額等）

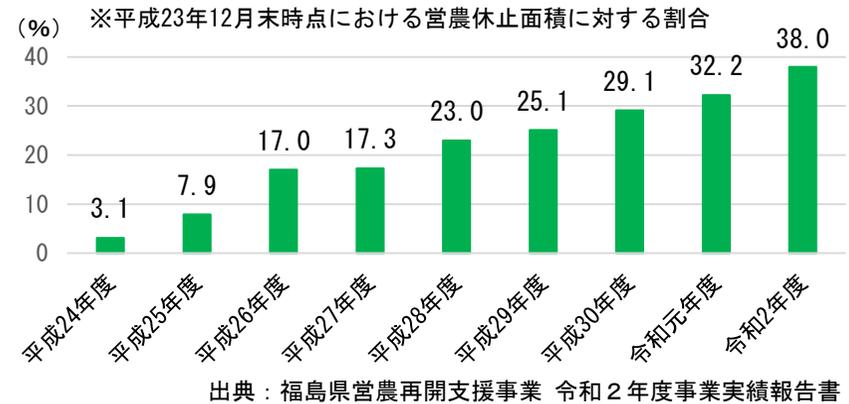
- 製造品出荷額等は、県全体では震災前と同程度に回復したが、全国と比して低調。原子力災害被災12市町村では8～9割程度の回復状況。
- 12市町村の営農再開面積は営農再開面積は令和2年度時点で38%。
- 福島県漁業は平成24年度から試験操業・販売を開始。令和3年3月に試験操業を終え、現在は本格操業への移行期間。

⑥原子力災害被災12市町村の製造品出荷額等(平成22年比)

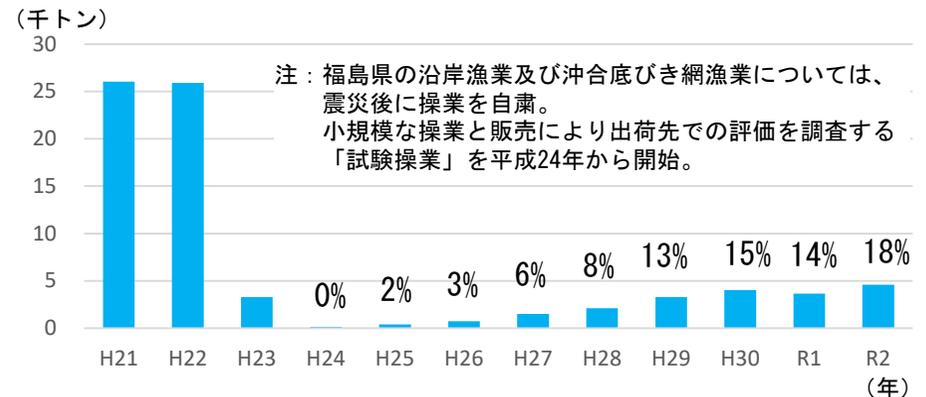


(出典) 工業統計調査(経済産業省、福島県)、経済センサス-活動調査(経済産業省、福島県)より抜粋・加工。なお、調査年により、調査対象の一部または全部が除外されている地域がある。

⑥原子力災害被災12市町村の営農再開面積



⑥試験操業における漁獲量

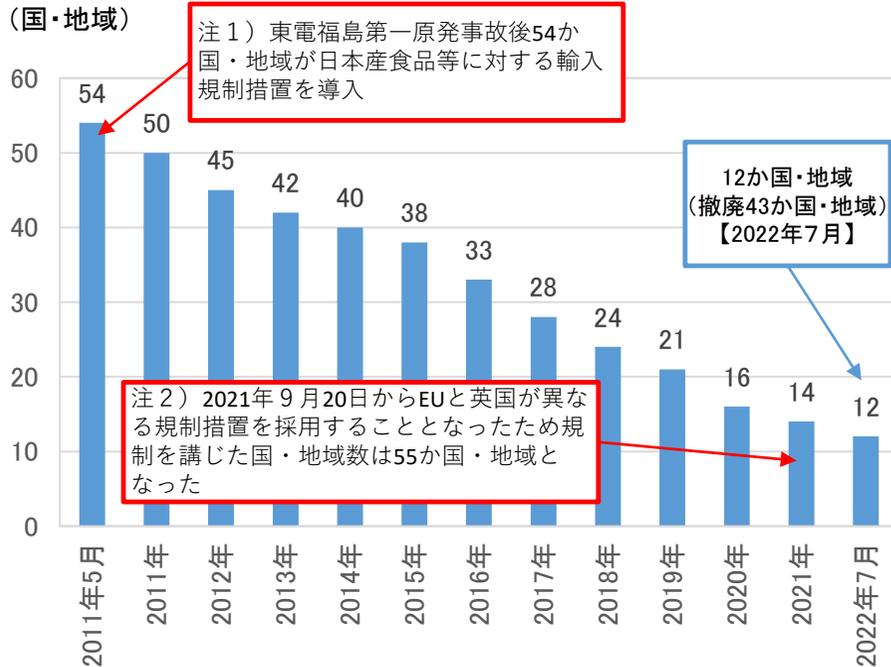


14. 原子力災害固有の対応（輸入規制）

○東電福島第一原発事故後、55か国・地域が日本産食品等に対する輸入規制措置を導入したが、2022年7月までに43か国・地域が撤廃し、残りは12か国・地域となっている。

⑥日本産農林水産物・食品に対する輸入規制を行っている国・地域数

2022年7月現在



撤廃	国・地域名 (撤廃月)
2011年	カナダ(6月)、ミャンマー(6月)、セルビア(7月)、チリ(9月)
2012年	メキシコ(1月)、ペルー(4月)、ギニア(6月)、ニュージーランド(7月)、コロンビア(8月)
2013年	マレーシア(3月)、エクアドル(4月)、ベトナム(9月)
2014年	イラク(1月)、豪州(1月)
2015年	タイ(5月)、ボリビア(11月)
2016年	インド(2月)、クウェート(5月)、ネパール(8月)、イラン(12月)、モーリシャス(12月)
2017年	カタール(4月)、ウクライナ(4月)、パキスタン(10月)、サウジアラビア(11月)、アルゼンチン(12月)
2018年	トルコ(2月)、ニューカレドニア(7月)、ブラジル(8月)、オマーン(12月)
2019年	バーレーン(3月)、コンゴ(民)(6月)、ブルネイ(10月)
2020年	フィリピン(1月)、モロッコ(9月)、エジプト(11月)、ア首連(12月)、レバノン(12月)
2021年	イスラエル(1月)、シンガポール(5月)、米国(9月)
2022年	英国(6月)、インドネシア(7月)

計 43か国・地域

注1) ただし、レバノン及びブラジルは2011年4月、米国、韓国、メキシコ及びチリは2011年6月、エクアドルは2011年7月、ボリビア及びコロンビアは2011年8月時点。

注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしていたが、EUが規制緩和を公表し、2021年9月20日からEUと英国が異なる規制措置を採用することとなったため、2021年以降は英国を分けて計上。

参考) 原発事故に伴う諸外国・地域による輸入規制の撤廃・緩和の動向(55か国・地域)(農水省)
(https://www.maff.go.jp/j/export/e_info/attach/pdf/hukushima_kakukokukensa-53.pdf)

出所) 諸外国・地域の輸入規制状況(2022年7月更新)(外務省)

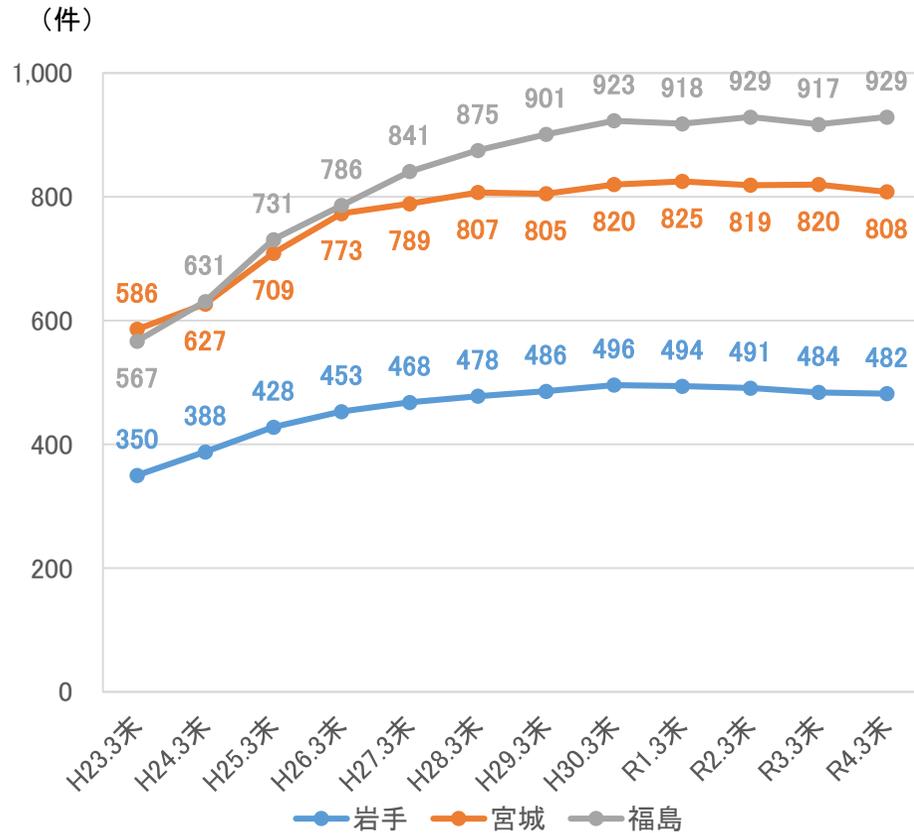
東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(撤廃の動向)より作成

出所) 諸外国・地域の輸入規制状況(2022年7月更新)(外務省)
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100363969.pdf>)

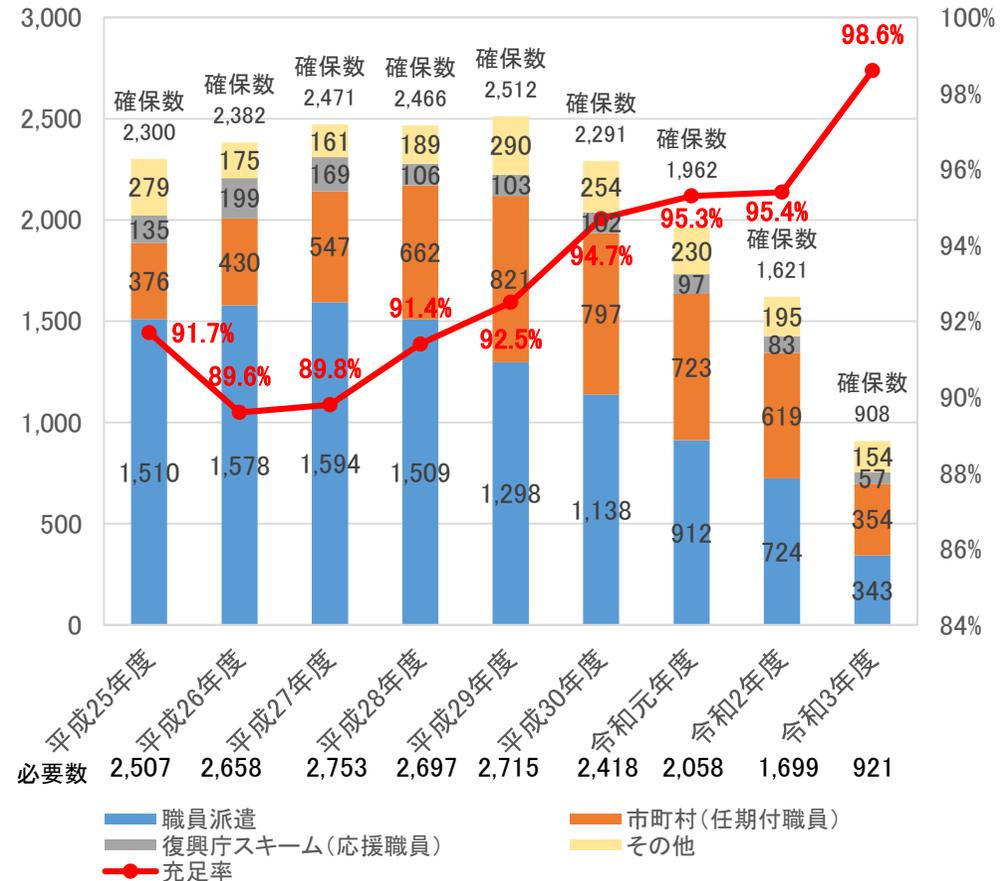
15. 協働と継承

○被災3県のNPO数は、令和4年3月末時点で岩手県482件、宮城県808件、福島県929件となっている。
○被災市町村への人的支援は、平成29年度に2512人とピークに達し、概ね9割の充足率を維持している。

■ ①被災3県のNPO数



● ②被災市町村への人的支援



[注] 当該年度3月時点。